

# 建設廃棄物を 適正に処理するために



東京都

# はじめに

都内の建設工事等に伴って発生する、がれき類、木くず、廃プラスチックなどの建設廃棄物は 903 万トン(平成 19 年度)、上下水汚泥を除いた産業廃棄物の約 8 割を占めています。

これらの建設廃棄物は、廃棄物処理法\*1 に基づき産業廃棄物として適正に処理することや、一定規模以上の工事から出るコンクリート塊や建設発生木材等の特定建設資材廃棄物は、建設リサイクル法\*2 により再資源化等が義務付けられています。

建設工事においては、平成 22 年の廃棄物処理法改正により、排出事業者が元請業者に一元化されたことにより、工事から排出される建設廃棄物を自ら適正に処理するか、許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければなりません。しかし、現実には、「自社保管」と称して大量の廃棄物を放置したり、処分を無許可業者に委託した結果、不法投棄されるなどの不適正処理があとを絶たず、建設廃棄物の不法投棄量も 4 万 2 千トン(平成 21 年度)にのぼっています。

廃棄物の不適正処理は、生活環境に支障を及ぼす重大な環境犯罪に発展するおそれがあるため、実行行為者にとどまらず排出事業者の責任も年ごとに厳しくなり、廃棄物処理法の累次の改正で、規制や罰則も強化されています。また、不法投棄など産業廃棄物処理に対する住民の不信感は根強いものがあり、適正な処理施設の整備を阻害する最大の要因にもなっています。

近年、廃棄物を排出する企業に対し、法令遵守やリサイクルに最大限の努力を払うことが社会的に求められてきていますが、本テキストは、東京都産業廃棄物対策推進協議会建設廃棄物適正処理部会\*3 が建設廃棄物の適正処理の徹底を図る目的で、元請建設業者の方々をはじめ関係者に守っていただきたい事柄を取りまとめたものです。皆様の事業運営に御活用いただければ幸いです。

(注) \*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

\*2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

\*3 建設業などの事業者、産業廃棄物処理業者及び東京都の三者で構成



テキストは 3 部構成になっています。特に第 1 部には最低限守っていただきたい基本的な事項をまとめてありますので、ぜひ繰り返し読んで御理解ください。

\*\*\*\*\* もくじ \*\*\*\*\*

..... ページ	..... ページ
<b>巻 頭</b>	<b>第 2 部</b>
建設工事から出る廃棄物について ～建設廃棄物の特徴..... 2	5. 建設工事から出てくるごみの分類について ..... 20
建設工事と産業廃棄物の処理フロー..... 3	6. 廃棄物処理計画を立てる..... 21
建設工事から出る廃棄物のリサイクル について～建設リサイクル法の概要..... 4	7. 分別と保管..... 24
建設リサイクル法の処理フロー(例)..... 5	8. 自己運搬・処分をする場合..... 25～26
<b>第 1 部</b>	9. 有償売却..... 26
1. 産業廃棄物の委託業者選定と許可の確認 ..... 6～7	10. 廃品回収業の利用..... 27
2. 委託契約の締結..... 8～13	11. 一般廃棄物の処理..... 27
3. マニフェストの交付と処理の確認..... 14～18	12. 下請である場合..... 27
4. 禁止されていること・罰則事項..... 19	13. アスベスト廃棄物の適正処理について ..... 28～30
	<b>第 3 部</b>
	14. 産業廃棄物処理の Q & A..... 31～48
	15. 参考資料：平成 22 年法改正概要..... 49～55
	16. 関係機関等一覧..... 56～58

## 建設工事から出る廃棄物について ～建設廃棄物の特徴～

建設工事に伴って生ずる廃棄物（建設廃棄物）には、次のような特徴があります。

- (1) 廃棄物の発生場所が一定しない。
- (2) 発生量が膨大である。
- (3) 廃棄物の種類が多様であり、混合状態で排出される場合が多いが、きちんと分別すれば再生利用可能なものも多い。
- (4) 廃棄物を取り扱う者が多数存在する。（重層下請構造が存在する）

このような特徴から、建設廃棄物は不適正処理の事例として取り上げられるものが増えてきています。とりわけ、不法投棄や野焼きは、人々に産業廃棄物の処理への不信感を生じさせる大きな要因となっています。

建設廃棄物の適正処理を図るために、排出事業者が建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等その他の適正処理責任を果たしていくことが重要です。

### 建設廃棄物

#### 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、20品目が法律及び政令\*で定められている。

廃プラスチック、木くず、紙くず、金属くず  
がれき類（コンクリ、アスコン）、建設汚泥など



\*廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び法律施行令

#### 特別管理産業廃棄物

毒物等の有害物・危険物

揮発油、灯油、軽油などで引火性廃油  
廃石綿（飛散性アスベスト）など

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物




現場事務所の事務用品など

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は有償で譲渡することができないために不要になった固形状及び液状のものをいいます。

上図のように、建設工事から出る廃棄物のほとんどが「産業廃棄物」として分類されます。

産業廃棄物の適正処理方法については、法律による多くの定めがあり、それをすべて守っていくことが必要です。

# 建設工事と産業廃棄物の処理フロー

工事の流れ	産業廃棄物処理の手順と流れ	
工事受注 	廃棄物の確認と分類 p.20～22	◎廃棄物に関する項目の確認 廃棄物の種類、工事の請負形態等
施工計画 	処理計画を立てる p.23	◎廃棄物の発生抑制・減量化
施工  竣工	業者選定と許可の確認 p.6～7	◎委託業者を探す ◎許可証、許可内容の確認
工事全般その他	委託契約の締結 p.8～13	◎委託契約書の作成
	分別と保管 p.24	◎マニフェストの交付 (1) マニフェストの記入 (2) 産業廃棄物の引渡し (3) B2・D・E票の返却、A票との照合 (4) マニフェストの保存
	マニフェストの交付と 処理の確認 p.14～18	アスベスト廃棄物 p.28～30
	禁止されていること 罰則事項 p.19	
	自己運搬・処分をする場合 p.25～26	
	有償売却 p.26	
	廃品回収業の利用 p.27	
	一般廃棄物の処理について p.27	
	下請である場合 p.27	

◎ 産業廃棄物を法律に従って適正に処理するためにもっとも重要で基本的な手続 (太枠部分) について、第1部としてp.6から解説していきます。



# 建設工事から出る廃棄物のリサイクルについて

## ～建設リサイクル法の概要～

建設廃棄物は全産業廃棄物排出量の中で大きな割合を占めていますが、今後高度経済成長時代の建築物等が更新期を迎えることにより、更に増大すると予想されます。この解決策として、資材の有効な利用を確保する観点から、建設廃棄物の再資源化等を促進していくため、平成 14 年 5 月に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）が全面施行されました。

### ○建設リサイクル法で対象となる工事（対象建設工事）

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積	80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築工事	床面積	500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金	1 億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金	500 万円以上

### ○建設リサイクル法で対象となる資材・廃棄物

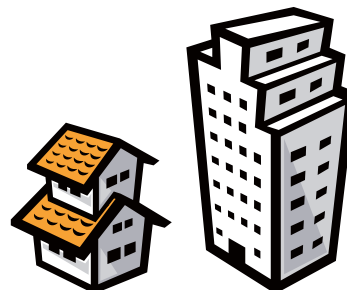
特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊 (コンクリートが廃棄物となったもの)
コンクリート及び鉄からなる建設資材	コンクリート塊
木材	建設発生木材 (木材が廃棄物となったもの)
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊 (アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの)

### ○届出制

- ・ 適正な分別解体及び再資源化等の実施を確保するために、発注者による工事の特定行政庁（都知事、特別区の長又は一部の市長）への事前届出制
- ・ 元請業者から発注者への報告の義務付け

### ○その他

- ・ 解体工事業者の登録制度\*
- ・ 技術管理者による解体工事の監督

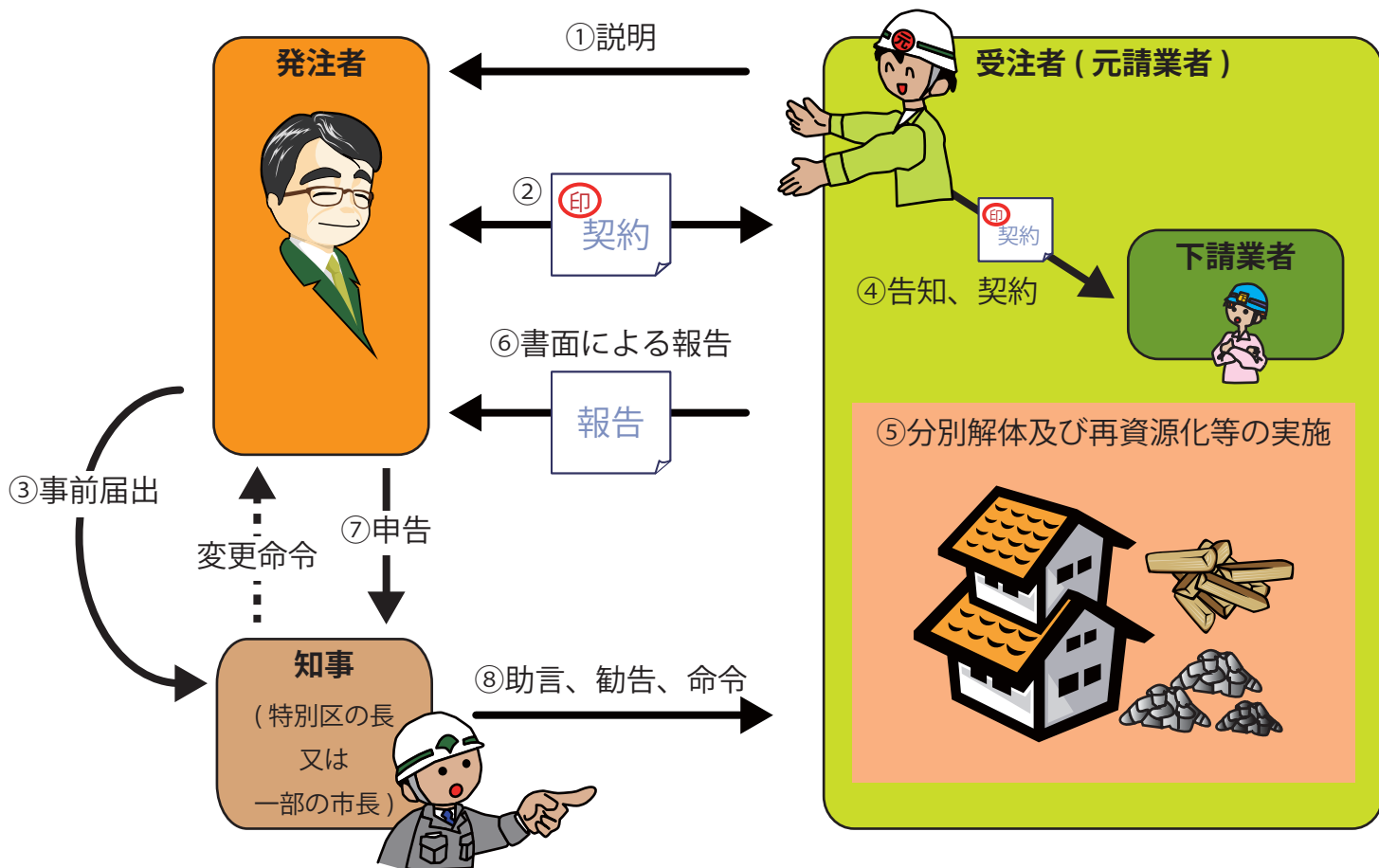


～平成 25 年までに特定建設資材の再資源化率 95%を目標にしています～

### ○建設リサイクル法の問合せ先

16. 関係機関等一覧を参照 (→p. 56)

## 建設リサイクル法の処理フロー（例）



①	説明	元請業者は発注者に分別解体等の計画について書面を交付して説明します。
②	契約	発注者が元請業者と交わす契約書の中には、分別解体の方法等を明記する必要があります。
③	事前届出	発注者は工事着手の7日前までに、分別解体の計画等について都道府県知事に届け出ます。
④	告知、契約	元請業者は他の建設業者に下請けさせる場合は、下請業者に都道府県への届出事項について告知します。
⑤	分別解体及び再資源化等の実施	受注者は、分別解体及び再資源化等を適正に行わなくてはなりません。また、技術管理者による施工の管理、標識の掲示をしなければなりません。
⑥	書面による報告	元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で交付するとともに、再資源等の実施状況に関する記録を作成、保存しなくてはなりません。
⑦	申告	報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、知事に対しその旨を申告し、適正な措置を求めることができます。
⑧	助言、勧告、命令	知事は、分別解体、再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該建設工事受注者に対し必要な助言、勧告、命令をすることができます。

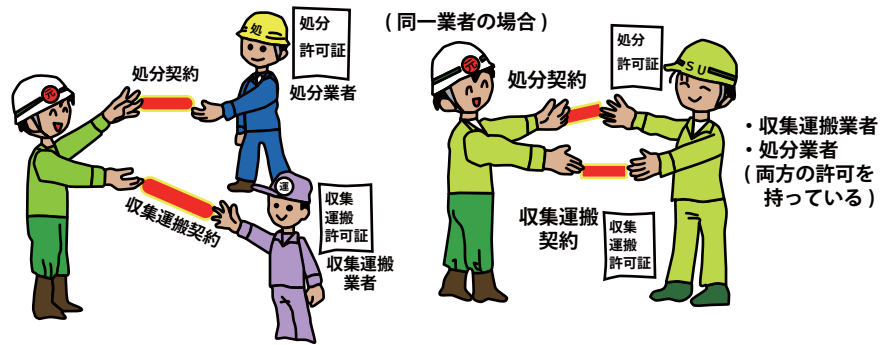
# 1. 産業廃棄物の委託業者選定と許可の確認

## (1) 委託業者を探す

産業廃棄物を排出し処理するためには、適切な処理業者（収集運搬業者及び処分業者）と書面で契約し、委託を行うことが必要です。

そのために、排出する廃棄物の品目に応じた産業廃棄物処分業者と、処理

施設まで運搬を行う産業廃棄物収集運搬業者と、それぞれ書面で契約することが必要となります。（同一業者が収集運搬と処分の両方の許可を持っている場合には、1つの契約で両方を委託してもかまいません。）



## 許可を行っている自治体で調べる

許可業者一覧表の閲覧や、購入により調べて下さい。（業者のあつせんは行っていません。）

東京都など、ホームページで許可業者一覧を公開している自治体もあります。（→15. 関係機関等一覧）

また、（財）産業廃棄物処理事業振興財団のホームページで全国の許可業者を検索できます。

### ★産業廃棄物処理業の許可を行っている自治体

- ・各都道府県
- ・政令指定市，中核市等

（横浜市，川崎市，千葉市，さいたま市，宇都宮市，横須賀市，相模原市，川崎市，船橋市など）

平成22年の法改正により、収集運輸業の許可の合理化が図られました。【改正法概要 参照】

## 業界団体に問い合わせる

許可業者の紹介を行っている団体もあります。

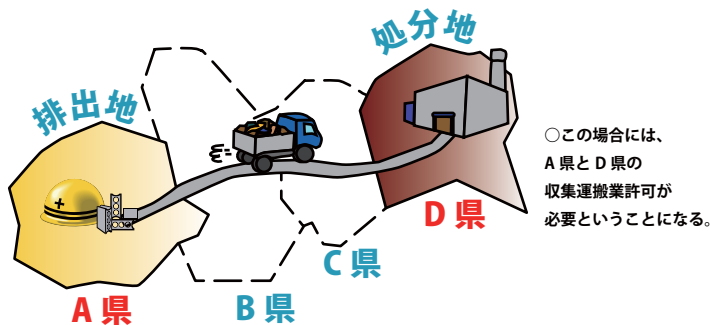
### ★許可業者の紹介を行っている団体（→16. 関係機関等一覧）

- ・建設廃棄物協同組合
- ・住宅産業解体処理業連絡協議会
- ・（社）東京産業廃棄物協会
- ・東京廃棄物事業協同組合

## ～収集運搬業者選択のポイント～

- ・収集運搬させたい廃棄物の品目について許可を取っているか。
- ・廃棄物が発生する自治体と持ち込む先の自治体の両方で許可を取っているか。

※通過するだけの自治体の許可は必要ありません。（廃棄物処理法第14条第1項）



### ★こんな処理業者は危ない！★

処理業の許可証を見せない。  
処理費用が安すぎる。  
何でも処理できると豪語する。  
処理場内が汚れている。  
廃棄物が大量に積み上げられている。

## ～処分業者選択のポイント～

- ・処理させたい廃棄物の品目について許可を取っているか。
- ・中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか。
- ・現場の作業員が処理内容を説明できるか。
- ・処理能力は十分か。
- ・処理施設の継続した管理記録を持っているか。
- ・経理がきちんとしているか。
- ・過去の取引実績が月ごときちんとまとめられているか。
- ・過剰保管はないか。

## (2) 許可の確認 (許可証の見方)

産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業の許可を持っている業者に委託しなければなりません。相手方から許可証を取り寄せて、許可の内容を確認しておきましょう。

平成23年 2月17日 22環廃産新第9999号

許可番号 第13-00-999999号

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏名 株式会社 東京産廃取運  
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **石原慎太郎** 知事公印

許可の年月日 平成 23年 2月 17日

許可の有効年月日 平成 28年 2月 16日

### ★収集運搬業者の許可証確認のポイント

#### ●自治体名＝営業可能な地域

排出場所(積込場所)と処分場所(搬入施設の所在地)の両方の自治体の許可が必要です。両方の許可証を確認しましょう。(ただし、同一自治体の場合は1枚で済みます。また、通過するだけの自治体の許可は必要ありません。)

#### ●許可の有効期限(許可日から5年間)\*1

期限切れのものは無効です\*2。

委託契約期間中に期限が切れる場合は、許可更新後に再度取り寄せて確認しましょう。

#### ●許可の範囲

収集運搬のみか、積替保管を含むのか。

#### ●収集運搬可能な産業廃棄物の種類

収集運搬してもらいたい品目の記載があることを確認してください。(石綿含有産業廃棄物を含む場合は、許可証にその旨が明記されます。)

#### 1. 事業の範囲

##### (1) 業の区分

収集・運搬(保管・積替えを除く)

##### (2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
金属くず、ガラスくず・コンクリート・陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上8種類)

#### 2. 保管・積替施設

\*\*\*\*\*

#### 3. 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

#### 4. 許可の更新・変更の状況

平成 23年 2月 17日 新規許可

#### 5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

#### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無



東京都

### 注意!

積替保管業者は収集運搬業者の一形態です。処分業者ではありません。許可証を確認し、必ず処分業者とも契約をかわして下さい。

### ★処分業者の許可証確認のポイント

#### ●処理施設所在地の自治体名

#### ●許可の有効期限

期限切れのものは無効です\*1。

委託契約期間中に期限が切れる場合は、許可更新後に再度許可証を取り寄せて確認しましょう。

#### ●処分可能な産業廃棄物の種類

処分してもらいたい品目の記載があることを確認して下さい。

#### ●処分の方法

1日当たりの処理量(処理能力)を確認してください。

平成23年 2月17日 22環廃産更第9999号

許可番号 第13-20-999999号

### 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏名 株式会社 東京産廃処分  
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **石原慎太郎** 知事公印

許可の年月日 平成 23年 2月 17日

許可の有効年月日 平成 28年 2月 16日

#### 1. 事業の範囲

##### (1) 業の区分

中間処理

##### (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕 : がれき類 (以上1種類)

#### 2. 事業の用に供する施設

施設設置場所: 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	がれき類	120(T/日)	-----	平成14年1月12日	産廃第999号	平成13年9月10日

#### 3. 許可の条件

- 作業時間は原則として午前8時から午後9時までとする。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

#### 4. 許可の更新・変更の状況

平成 18年 2月 17日 新規許可  
平成 23年 2月 17日 更新許可 第1回

#### 5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

#### 6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無



東京都

\*1ただし、平成22年の法改正により優良処理業者は許可日から7年間で認められています。

\*2更新許可申請中の場合は、有効期限の満了後であっても許可は有効ですが、無許可業者に処理を委託しないように御注意ください。



## 2. 委託契約の締結（契約書の書き方）

産業廃棄物の処理委託においては、法律で、必ず書面で契約書を交わすことと、契約書に記載しなければならない事項が定められています。また、契約書に相手方処理業者の許可証の写しも添付します。その他に、運搬時の細かい注意点等についてもあらかじめ確認し、契約書に記載しておきましょう。

### <契約書記載事項>

- |  |  |
|--|--|
| (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量                                     | (10) 委託する産業廃棄物に関する適正処理に必要な情報                     |
| (2) 運搬を委託するときの最終目的地                                      | ① 当該産業廃棄物の性状・荷姿                                  |
| (3) 処分または再生を委託する場合、処分または再生の場所、所在地、方法、施設の処理能力             | ② 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状変化                          |
| (4) 処分(中間処理)を委託する場合、最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力               | ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障                             |
| (5) 委託契約の有効期間  | ④ JIS C0950に規定する含有マークの表示に関する事項                   |
| (6) 委託者が受託者に支払う料金  | ⑤ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨                          |
| (7) 受託者が業の許可を有する場合の、その事業範囲                               | ⑥ その他、取り扱う際の注意事項                                 |
| (8) 運搬に係る委託契約にあつては積替え、保管を行う場合の場所の所在地、保管できる種類、保管上限        | (11) 委託契約の有効期間中に(10)の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項 |
| (9) 運搬に係る委託契約にあつては積替え、保管を行う場合当該積替え、保管の場所における他の廃棄物との混合の許否 | (12) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項(約款に記載)            |
|  | (13) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項(約款に記載)    |

廃棄物の収集運搬から処分までを確実にいき、契約関係が途切れたところから不適正処理に流れていかないように、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと契約することが法律で定められています。(ただし、同一業者が収集運搬と処分の両方の許可を持っている場合には、1つの契約で両方を委託してもかまいません。)

また、処理費の支払いについても、委託契約と同様に収集運搬業者と処分業者のそれぞれに対して直接支払うことが望まれます。

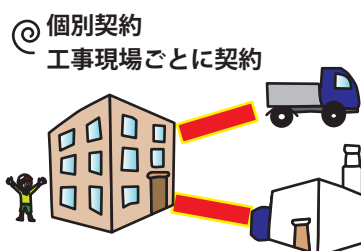
なお、これらの「委託契約書」は、後述する「マニフェスト」と同様、5年間保存しなければなりません。

**建設事業者のために作成された契約書様式が用意されています。**

購入・建設資料普及センター（東京建設会館1階）  
Tel 03-(3552)-5659 / Fax 03-(3552)-1008  
お問合わせ先・(社)東京建設業協会 ・建設廃棄物協同組合

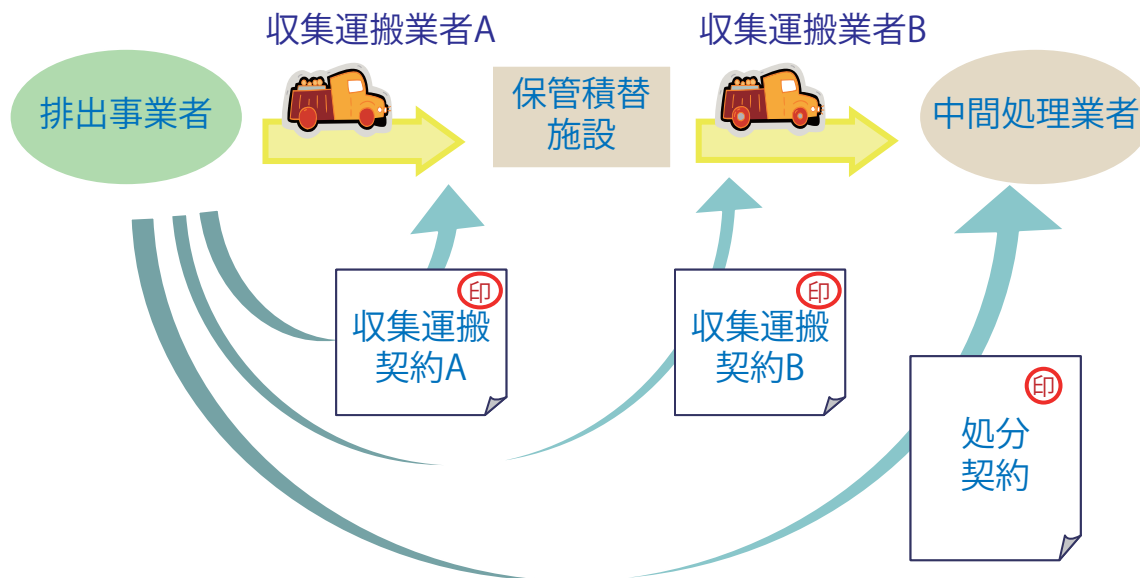
このテキストでは、この様式を利用し、記入時のポイントを簡単に説明します。  
また、戸建て住宅を主に扱う事業者を使い易いような契約書が紹介されています。  
(社)住宅生産団体連合会 (<http://www.judanren.or.jp/>)

これらの様式では、工事現場ごとに廃棄物処理委託契約を結ぶ方法（個別契約）となっていますが、小規模な工事現場を複数抱える排出事業者が工事を一括して委託契約を結ぶ（基本契約）方法もあります。その場合には、契約書の様式や注意点等が変わってきますので、各自治体の産業廃棄物担当部署に御相談ください。

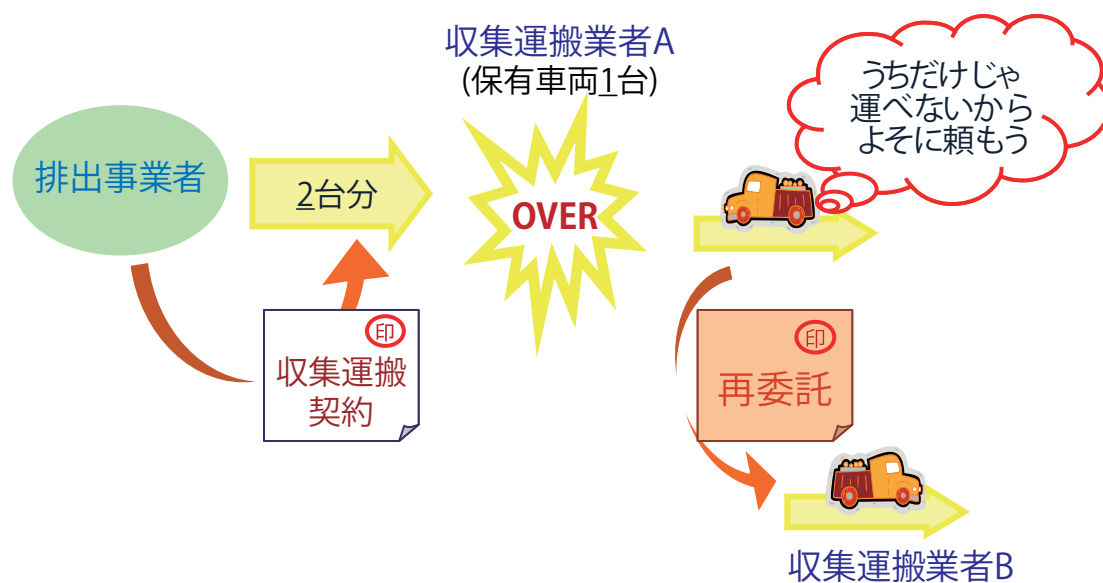


### (参考1) 区間委託と再委託について

「区間委託」とは排出事業者から中間処理業者までを、保管積替施設などを經由するなどし複数の収集運搬業者が区間を区切って運搬することです。排出事業者は委託する収集運搬業者とそれぞれ契約を結ばなくてはなりません。



「再委託」とは、排出事業者と委託契約を結んだ処理業者が、受託した業務の一部またはすべてを別の事業者に行わせてしまうことです。廃棄物処理法上も原則禁止とされています。



### (参考2) 事前協議について

自治体によっては、他の自治体からの産業廃棄物を持ち込む際に、事前の届出を必要とする場合があります。収集運搬業者や処分業者とよく連絡・確認し、各地域自治体の要綱にしたがって協議・届出を済ませておきましょう。たいていの場合、届出用の書類に必要事項を記入し、廃棄物を持ち込みは始める前にあらかじめ提出し承諾をうけておく、といったものです。

ちなみに、東京都ではこの制度を導入していません。

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

### 3) 収集運搬及び処分の処理委託契約 (収集運搬会社と処分会社が同一の場合)

〇〇年〇〇月〇〇日

## 建設廃棄物処理委託契約書

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・処分用・**収集運搬及び処分用**) **実線を引き押印する。**

		収集 運搬用	処分用	収集 運搬 処分用
事業者 (甲)	住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
	名称 〇〇建設(株) 〇〇〇〇新築工事作業所			
	代表者 作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)			
収集運搬会社 (乙)	住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
	名称 〇〇産興株式会社			
	代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)			
	許可番号 (発生場所) 13〇〇〇〇〇〇〇〇 (処分場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 東京都) (都道府県・政令市 〇〇県)			
	許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 <b>廃プラスチック類</b> 、 <b>木くず</b> 、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 <b>廃プラスチック類</b> 、その他 (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( ) ) )			
	許可車両 ( 〇〇 ) 台 <b>収運、処分会社が同一であってもそれぞれに押印</b>			
処分会社 (丙)	住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
	名称 〇〇産興株式会社			
	代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)			
	許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県)			
	許可区分 <b>中間処理</b> 最終処分			
	許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 <b>廃プラスチック類</b> 、 <b>木くず</b> 、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 <b>廃プラスチック類</b> 、その他 (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( ) ) )			

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。) の収集運搬又は処分 (以下併せて「処理」という。) を廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

#### (委託内容)

- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。  
 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款 (以下「約款」という。) の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。  
 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。  
 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

#### (処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。  
 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。  
 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト (紙並びに電子を含む。以下同じ) により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。  
 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。  
 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇新築工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
4. 積替・保管施設経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目	(産業廃棄物)がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( ))
保管上限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金属くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	〇〇産興株式会社 〇〇県△△市△△町△△番△△号
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	"
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合 廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	管理型 品目含む	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	( 破碎 )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	"
石綿 含有 産業 廃棄物	がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管 産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,m <sup>3</sup> ,台 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	処分 (b)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	金属くず、木くずについては分別排出する。			
事前協議の要否	要・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

※収集運搬、処分の合計金額の高い方に対して該当する収入印紙を貼る。



〔丙での中間処理後の最終処分先〕

丙が中間処理後、売却する場合は、  
丙の施設が最終処分場所となる

丙が中間処理した後、丙の別の  
施設で再生、最終処分または中  
間処理する場合には、以下のⅡ、  
Ⅲ、Ⅳに記入する。

Ⅰ. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地				
12345678901	丙の施設		〔委託業〕			
再生品目	塩ビ管	ダンボール	再生砕石	古紙	鉄くず	鉄くず
売却先等	〇〇興業(株)	(株)〇〇産業	(有)〇〇組他	△△産業(株)	××産業(株)	(株)〇〇興業
再生品目	非鉄金属					
売却先等	△△興業(株)					

丙が中間処理した後、再生施設  
に処分委託する場合

Ⅱ. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	再生 施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備 考 (利用方法等)
木くず	12456789012	〇〇興			20 t/日	燃料チップ等
木くず	11567890123	〇×産			50 t/日	燃料チップ等
木くず	10678901234	△△産			30 t/日	パーティクルボード
廃プラ	12789012345	(株)〇〇			150 t/日	燃料ガス
廃プラ	13890123456	□□興			100 t/日	セメント
廃石膏ボード	廃石膏ボード 広認-4	〇〇石			20 t/日	石膏ボード

・マニフェストE票の「最終処分を行った場所」欄に記入  
する番号  
・再生処分量で許可番号を持たない場合は任意の番号を  
付与することができる。  
・当該番号に該当する複数施設を有しているときは枝番  
等で区別することが必要となる。

処分許可番号以外に大臣認定番号等がある

確実に再生されている  
ことの確認のためにも  
利用方法等を記入する

Ⅲ. 丙からの最終処分(委託)先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分 施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備 考
安定型混廃	12345678900	〇〇〇興業(株)	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	安・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	20XX/5残容量
安定型混廃	11345678902	△△産業		安・管・遮	100万 m <sup>3</sup>	
安定型混廃	14345678903	□□興業		安・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	
燃え殻	20345678904	〇×産興		安・管・遮	30万 m <sup>3</sup>	20XX/8残容量
燃え殻	12345678905	(株)〇〇産業	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	安・管・遮	200万 m <sup>3</sup>	
管理型混廃	11345678906	□□興業(株)	埼玉県〇〇〇市△△町〇〇	安・管・遮		
廃石膏ボード	12		〇〇〇市△△町〇〇	安・管・遮		

丙が中間処理した後の廃棄物の種類  
(丙が交付する2次マニフェストに記載  
する廃棄物の種類)

丙が中間処理した後、さらに中間処理を  
委託し、その後最終処分される場合

許可証に残容量が記載  
されている場合は、なる  
べくその数量を記入する。

Ⅳ. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む) 場所

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
中・終	廃プラ	12345678908	P	千葉県〇〇〇市△△町	焼却	50 t/日	燃え殻
中・終	燃え殻	23345678909	Q	愛知県〇〇〇市△△町	管理型埋立	30万 m <sup>3</sup>	
中・終	燃え殻	12345678910	R	千葉県〇〇〇市△△町	管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	
中・終	可燃物	34345678911	S		焼却	60 t/日	燃え殻
中・終	燃え殻	34345678912	T		管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	

丙が中間処理した後の廃プラを「P」  
の焼却施設で焼却し、その後、その燃  
え殻を「Q」「R」で埋立処分する例。(こ  
の場合「Q」「R」が最終処分場所となり、  
3行で1組の流れを示す。)

# 建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。  
 なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。  
 (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し  
 (2) 許可車両番号  
 (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。  
 なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。  
 2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。  
 2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)  
 3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。  
 2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。  
 3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。  
 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。  
 3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求め、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
 2. 甲は、乙又は丙が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。  
 3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。  
 4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)

1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円		

2号文書(処分用)

1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
200万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円		

(平成12年7月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合  
 販売：建設資料普及センター

### 3. マニフェストの交付と処理の確認

産業廃棄物は「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」を使って移動を記録することが、法律で定められています。

建設工事の場合、元請業者がマニフェストの記入・交付・管理を行います。

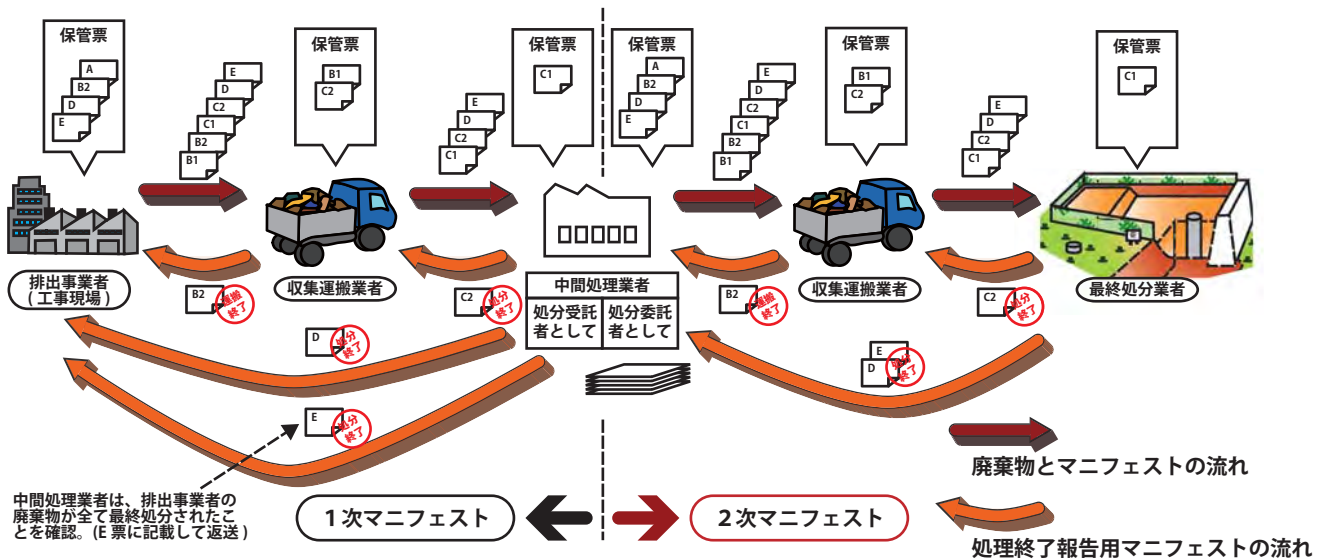
建設業者のためにマニフェストが用意されています。

発行元 : 建設六団体副産物対策協議会

販売窓口 : 建設マニフェスト販売センター Tel 03-(3523)-1630  
:(社)東京産業廃棄物協会

お問い合わせ : 建設マニフェスト販売センター

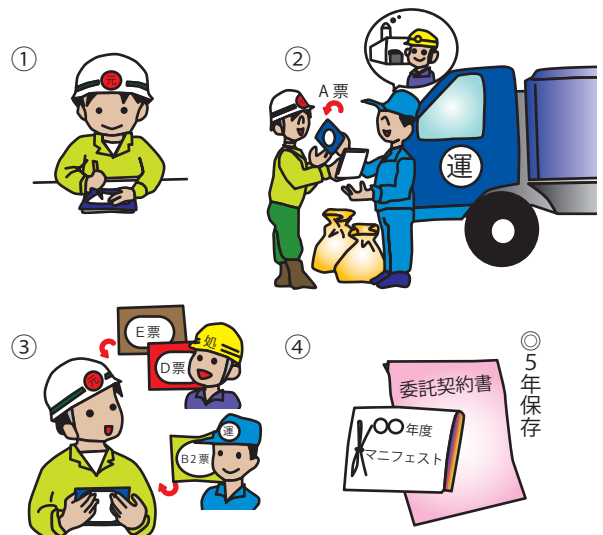
#### (1) マニフェストの流れ



#### 排出事業者の手続きの流れ

産業廃棄物の流れとともに移動するマニフェストは、宅配便の伝票によく似た複写伝票になっています。ただし、交付と処理確認・管理を排出事業者自らが行うこととなっているため、廃棄物処理の終了後に伝票の返却を受け、照合確認し、5年間保存しなければなりません。(A、B2、D、E票)

- ① 必要事項を記入
- ↓
- ② 収集運搬業者へ産業廃棄物を引き渡し、控伝票(A票)を受け取る。
- ↓
- ③ 処理確認のために返却されてくる伝票(B2、D、E票)を受け取り、照合する。
- ↓
- ④ マニフェストの保存





## (2) マニフェストの書き方

- 「建設系廃棄物マニフェスト」を例に、簡単な記入のポイントを説明します。
- 記載漏れでないことを示すため、不必要な空欄には斜線を引いて抹消します。

- ① 排出事業者の所在地等 ※排出事業者＝元請業者
- ② 廃棄物が出る場所（工事現場住所等）
- ③ マニフェストの交付を担当した従業員の氏名
- ④ 廃棄物を引き渡すためにマニフェストを書いた（発行した）日
- ⑤ 整理番号：現場ごとの発行番号など、任意に設定
- ⑥（他県搬入の事前協議をした場合のみ）事前協議の届出番号

### A 票

産業廃棄物管理票 建設系産業廃棄物マニフェスト(A)

整理番号 XX-0000 ⑤

交付年月日 20XX年X月X日 ④ 交付番号 04301475010 交付担当者 工事主任 ③ 氏名 ○野 ×夫 事前協議 番号/年月日等 ⑥

排出事業者 住所 〒1XX-XXXX ① 氏名又は名称 東京都○X区○X町○-○ 〇X建設 電話番号 ○X建設 ○○○○-○○○

事業場(作業所) 所在地 〒1XX-XXXX ② 氏名又は名称 東京都○X区○X町○-○ 〇X建設 電話番号 ○X建設 ○○○○-○○○

照合・確認日 年月日 年月日 年月日 年月日 ⑦

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m <sup>3</sup> )	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	形状	荷姿
⑧ ① コンクリートがら	⑩ ⑪ 混合(安定型のみ) 3	11 建設汚泥	17	17 石膏含有産業廃棄物	21	⑬ ⑭ 風 状	⑮ ⑯ 2 コンテナ
⑫ アスコンがら	⑬ ⑭ 08 石膏含有産業廃棄物	12 紙くず				3 液 状	3 トラム缶
⑮ ⑯ そのほかがれき類		13 木くず					4 袋
⑰ ⑱ 04 ガラス・陶磁器くず		14 繊維くず					
⑲ ⑳ 05 廃プラスチック類		15 炭素粉末					
㉑ ㉒ 06 金属くず		16 混合(管理型含む)			3		

中間処理 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 産業廃棄物 及び管理票の交付番号(登録番号)

最終処分(埋立処分・再生等)の場所 所在地/名称 ⑬ 〇委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり

運搬受託者(収集運搬業者) (1) 住所 〒○○○-○○○ ⑨ 氏名又は名称 XX県XX市XX町X-X XX興業(株) 電話番号 XX-XXXX-XXXX

運搬受託者(収集運搬業者) (2) 住所 〒 氏名又は名称 氏名又は名称 〇〇県〇〇市△△町△-△ ⑫ 名称 〇〇環境破砕場 電話番号 〇〇環境破砕場 〇〇〇〇-〇〇〇〇

積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種

処分受託者(処分業者) 住所 〒XXX-XXXX ⑩ 氏名又は名称 〇〇県〇〇市XX町〇-〇 (株)〇〇環境 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

積替え又は保管 所在地 〒 ⑪ 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

追加記載事項 ⑭ 手袋使用のこと

運搬の委託(1) 会社名及び運送担当者名 (サイン又は印) 会社名 運転手の氏名

運搬の委託(2) 会社名及び運送担当者名 (サイン又は印) 会社名 運転手の氏名

運搬の委託(3) 会社名及び運送担当者名 (サイン又は印) 会社名 運転手の氏名

運搬の委託(4) 会社名及び運送担当者名 (サイン又は印) 会社名 運転手の氏名

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

⑦ 収集運搬終了後に返送されてくる B2 票及び、処分後に返却されてくる D 票、最終処分後の E 票を A 票と照合・確認するための欄

⑧ 委託する廃棄物の種類・数量(単位等の確認を忘れずに)

⑨ 収集運搬業者の所在地

⑩ 処分業者の所在地等

⑪ (収集運搬業者による積替保管を行う場合) 積替保管場所

⑫ 中間処理施設、施設所在地・処分方法等

⑬ 最終処分の予定地

⑭ 注意事項等

⑮ 中間処理業者の確認



### (3) マニフェストの返却と処分終了の確認

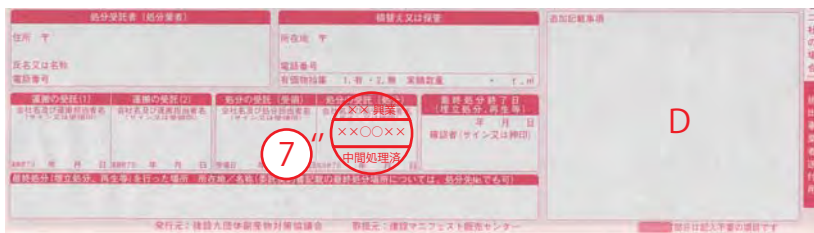
- 廃棄物の運搬終了後 10 日以内に、収集運搬業者から B2 票が返却されてきます。
  - 廃棄物の中間処理終了後 10 日以内に、中間処理業者から D 票が返却されてきます。
  - 廃棄物の最終処分終了後 10 日以内に (中間) 処理業者から E 票が返却されてきます。
- ※ マニフェストの発行日から 90 日 (特別管理産業廃棄物の場合は 60 日) を過ぎても B2・D 票の返却が無い、または 180 日過ぎても E 票の返却がない場合、収集運搬業者または処分業者 (必要に応じて最終処分業者) に確認してください。それでもはっきりしない場合は、各都道府県・市の産業廃棄物担当部署に報告するなど、適切な措置を講じてください。
- 手元に残っている A 票と、返却されてきた B2・D・E 票を照合し、処理されたことを確認します。
  - 照合確認の終了したマニフェストは、年度ごとに総枚数と廃棄物の総量を集計し、5 年間保存してください。



#### B2 票 (収集運搬業者より返却)

- ⑦' 中間処理業者の廃棄物受領確認印  
会社名, 担当者名  
(運搬業者の処理施設への搬入確認)

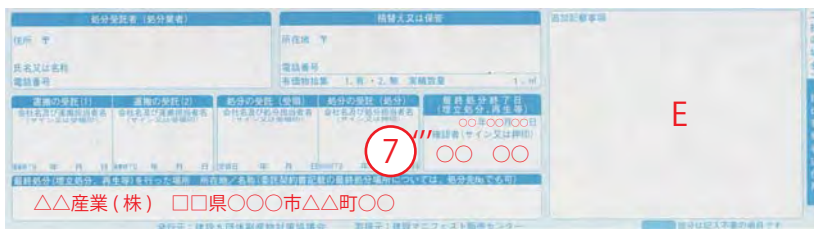
日付や搬入施設が契約書と一致しているかを確認してください。



#### D 票 (中間処理業者より返却)

- ⑦'' 中間処理業者の廃棄物処理終了確認印  
会社名, 担当者名

日付や処分施設が契約書と一致しているかを確認してください。



#### E 票 (中間処理業者より返却)

- ⑦''' 中間処理業者の最終処分終了確認印  
確認者の氏名

日付や最終処分地が契約書と一致しているか確認してください。

#### 注意!

運搬受託担当者、処分受託担当者の欄には、会社の名称及び運搬担当者名を記入すること。



運搬の受託	処分の受託
会社名及び運搬担当者名 □□□□(株) ○○ ×× (印) 又はサイン	会社名及び処分担当者名 □□□□(株) ○○ ×× (印) 又はサイン

#### (4) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、排出事業者が前年度1年間に交付したマニフェストの交付等状況について、事業所ごとに下図の様式の報告書にまとめて、毎年6月30日までに都道府県知事等へ提出するものです。

平成12年厚生省令第115号により適用が猶予されていましたが、平成20年4月2日からこの措置が解除され、提出が義務化されました。**しかし、電子マニフェスト(→p.18)を使用したものについては、情報処理センターから行政側に報告されるため、提出する必要がありません。**

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度)										
都道府県知事 殿 (市長)				平成 年 月 日						
				報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。										
事業場の名称							業 種			
事業場の所在地		電話番号								
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										
備考										
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。										
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。										
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。										
4 業種には日本標準業分類の中分類を記入すること。										
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。										
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。										
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。										
(日本工業規格 A列4番)										

事業場の名称		○×建設(有) ××新築工事作業所					業 種		06 総合工事業	
事業場の所在地		東京都○○区 ××町○○番○号 電話番号 03-0000-0000								
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	がれき類	240	48	123456	(有)○○運輸	□□県○○市△△123-45	987654	(株)○○組		
2	木くず	3	6	024680	(株)××運送	××県○○市□□135-79	246802	○×産興(株)		
3	建設混合廃棄物	0.36	2	135791	(株)□□興業	△△県□□市 ○×98-786	135791	(株)□□興業		
4										

＊ポイント

- ① 事業所単位でまとめる。(御不明な場合は各自治体等にご確認ください。)
- ② 産業廃棄物の種類ごと、委託業者ごとに分けて記載する。
- ③ 前年度4月1日～3月31日までに交付したマニフェストについて、6月30日までに提出する。

## (5) 電子マニフェストについて

電子マニフェストは、情報処理センター（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター：JWNET）が管理を行います。電子マニフェストは、電子化のメリットである「情報の共有」と「情報伝達の効率化」を活用して、排出事業者、処理業者相互における廃棄物情報管理の合理化を推進します。

### 電子マニフェストの特徴と導入のメリット

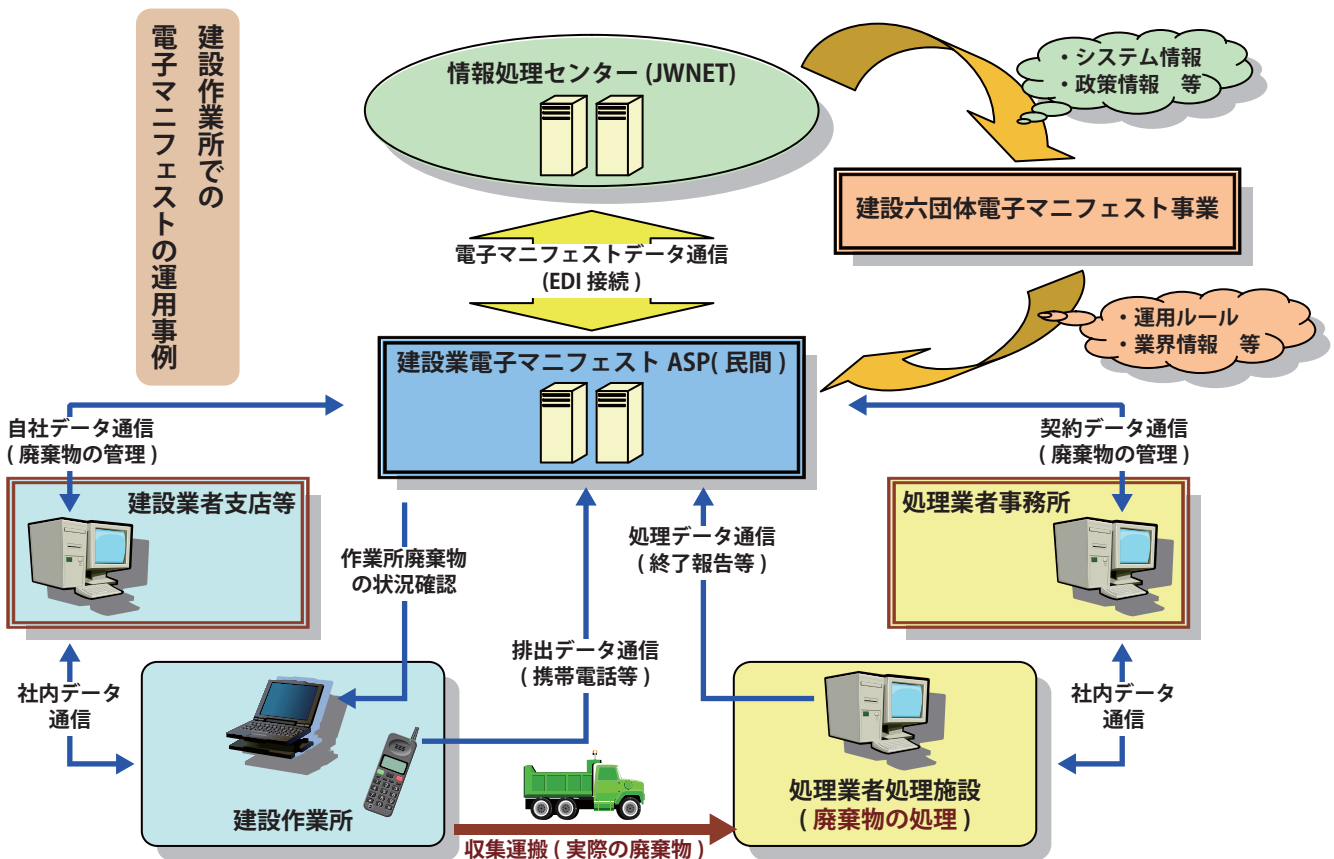
- 事務処理の効率化 ⇒
  - ・マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存するため、マニフェストの保存が不要となる。
  - ・パソコン等で廃棄物処理状況を簡単に把握・確認できる。
  - ・マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できる。（行政報告への活用等）
- 法令の遵守 ⇒
  - ・マニフェストの記載漏れがなくなる。
  - ・排出事業者の処理終了確認期限が近づくと自動的に確認し注意を喚起する。
- データの透明性 ⇒
  - ・マニフェスト情報は第三者である情報処理センターが管理・保存する。
  - ・マニフェスト情報の変更・取消し等の履歴をシステムで管理する。

## (6) 建設業の電子マニフェスト導入について

建設六団体副産物対策協議会では、建設作業所が容易に電子マニフェストを導入できるように、建設マニフェスト販売センターで建設業版の電子マニフェストサービスを提供できる民間 ASP 事業者を推奨するなどの事業を行い、電子マニフェストの普及支援活動を行います。

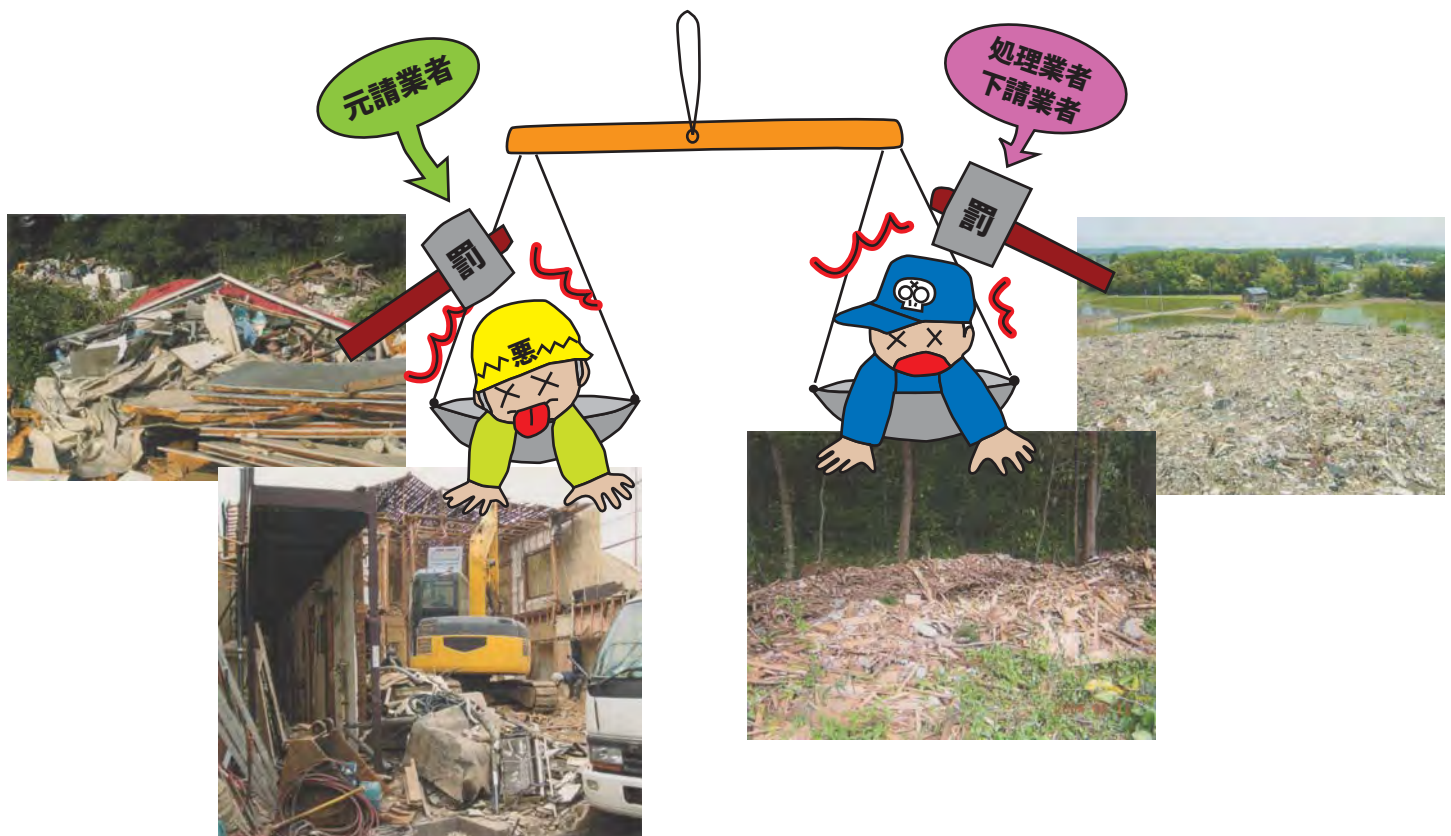
排出事業者は、マニフェスト情報の電子化により民間の \*ASP 事業者が提供するマニフェスト関連の様々なサービスを受けることができます。

\*ASP：Application Service Provider(顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルしてサービスする事業者)



## 4. 禁止されていること・罰則事項（抜粋）

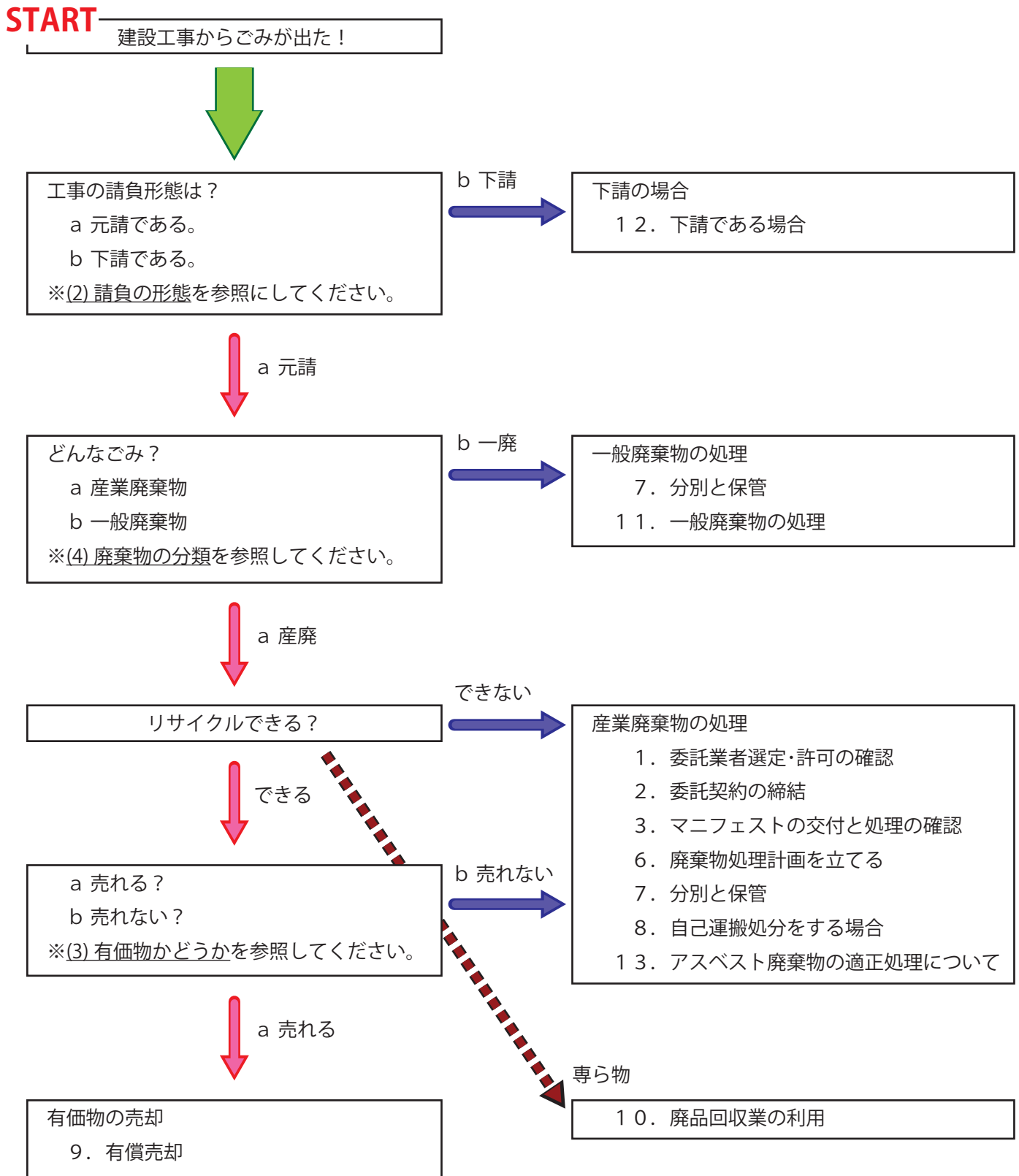
違反行為	罰則
産業廃棄物をみだりに捨てた場合（廃棄物処理法第 25 条） ＊いわゆる不法投棄のこと 山野へ勝手に捨てる 許可無く勝手に穴を掘って埋める 許可無く勝手に海や川に捨てる等 ＊不法投棄未遂の場合も同様	5 年以下の懲役 若しくは 1,000 万円以下の罰金 又はこの併科
産業廃棄物の処理を無許可業者に委託した場合（廃棄物処理法第 25 条） ＊無許可の者への委託、許可を持っていない下請に廃棄物を持ち帰らせる等	
許可を受けずに他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託を受けた場合（廃棄物処理法第 25 条） ＊無許可で受託 許可を持っていない下請が廃棄物を持ち帰る等	
◎両罰規定（法人の場合・廃棄物処理法第 32 条）	3 億円以下の罰金等
法律に定める委託の基準に従わず、他人に廃棄物の収集・運搬又は処分の委託をした場合（廃棄物処理法第 26 条）	3 年以下の懲役 若しくは 300 万円以下の罰金 又はこの併科
廃棄物の処理基準・保管基準に係る改善命令に従わない場合（廃棄物処理法第 26 条）	6 月以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
・産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付せず、又は規定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した場合 ・マニフェストの交付を受けない産業廃棄物の引渡しを受けた場合 ・保管の事前届出違反 ・マニフェスト保存義務違反 （廃棄物処理法第 29 条）	6 月以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金





# 5. 建設工事から出てくるごみの分類について

## (1) ごみチャート



## (2) 請負の形態 (元請と下請)

建設廃棄物における排出事業者は、元請業者に一元化されました。元請業者は自らの責任において法律に従い、廃棄物を適正に処理すること、あるいは、処理を他人に委託する場合には、処分業者・収集運搬業者のそれぞれと契約し、適正に処理を行わなくてはなりません。したがって、処理業の許可を持たない下請に廃棄物の処理をさせることはできません。【改正法概要 (第 21 条の 3) 参照】

## (3) 有価物かどうか

ごみが有価物として取引される場合は、法律上の産業廃棄物としての扱いを受けません。この場合には、一般的な売買契約を結び、取引を行うこととなります。


ただし、商品売買の形式をとっていても、輸送費等の諸経費を含めた総額について排出事業者が金銭を持ち出すことになる (= 有料となる、赤字となる) 場合には有価物ではないと判断され、産業廃棄物として取扱うこととなります。

## (4) 廃棄物の分類 (建設工事から出る主な廃棄物)

建設廃棄物	産業廃棄物*1	安定型産業廃棄物
		管理型産業廃棄物
		特別管理産業廃棄物
		一般廃棄物

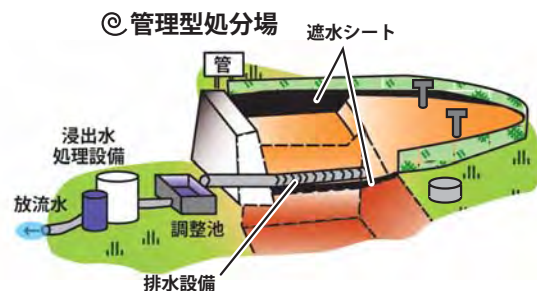
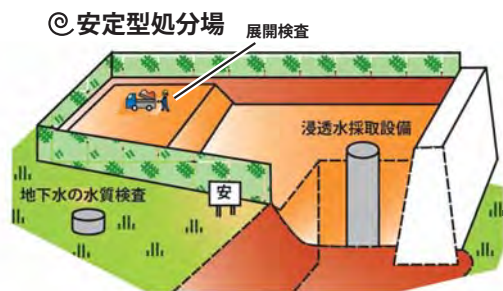
\*1 産業廃棄物はその最終処分 (埋立) の管理の厳しさにより安定型・管理型に分けられます。管理型の方が処分場の基準も厳しいため、腐敗や溶出のおそれがある物質が対象となっています。

### 安定型産業廃棄物 (安定型処分場で処分できる産業廃棄物)

がれき類	アスファルト・コンクリート破片、コンクリート破片、れんが破片*2、瓦*2、石綿含有産業廃棄物*3、モルタル	
廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃ビニール、合成ゴムくず、廃シート類、クロス、P-タイル (石綿含有産業廃棄物に該当する場合あり)	
ゴムくず	天然ゴムくず	
金属くず (鉛を含まないもの)	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォーム、足場パイプや保安堀くず、廃缶類	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石膏ボードを除く)	ガラスくず、耐火レンガくず、グラスウール、ロックウール、サイディング、製造過程で生じたコンクリートくず、石綿含有産業廃棄物*3、タイル衛生陶磁器くず	

\*2 これらを分別した場合は、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当する場合があります。

\*3 石綿含有産業廃棄物は破碎等の中間処分を行わず、そのまま埋立処分してください。



### 特別管理産業廃棄物

廃石綿等	廃石綿及び石綿が含まれたり付着しているもので飛散性のあるもの	
廃 PCB 等	廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物 ※微量 PCB (0.5ppm を超えるもの) トランス類を廃棄する場合には PCB の分析が必要。 0.5ppm を超える場合は、法令により適正な処理をすること。	古いコンデンサ、変圧器等 トランス、遮断器、整流器等
引火性廃油	引火点 70℃未滿の揮発油・灯油・軽油等	シンナー等

※ 特別管理産業廃棄物として上記に挙げられるような有害物は、通常の産業廃棄物よりも厳重な処理が必要となります。排出される場合には各自治体の産業廃棄物担当部署までご相談ください。

### 一般廃棄物

産業廃棄物に該当しない、事務所ごみや飲食等で出たものなどの生活系廃棄物 (図面、新聞、雑誌、生ゴミ等)

### 管理型産業廃棄物 (管理型処分場で処分しなければならない産業廃棄物)

金属くず (鉛を含んだもの)	鉛管、鉛板、廃プリント基盤、鉛蓄電池の電極	
木くず	解体木くず (木造家屋解体材、内装撤去材)、新築木くず (型枠・足場材等、内装・建具工事等の残材)、伐採材、抜根材、貨物の流通のために使用したパレット	
紙くず	包装紙、段ボール、堅紙くず、障子紙	
繊維くず	廃ウエス、縄・ロープ類、畳、じゅうたん	
廃油	アスファルト乳剤等の使用残さ (タールピッチ類)、防水アスファルト	
安定型産業廃棄物に有機性のものが付着・混入したもの	安定型産業廃棄物に有機性のものが付着・混入したもの 木とプラスチックの複合材等 (化粧版) 木とセメントの複合材 (木毛板) 岩綿吸音板と石膏ボードの複合板 (天井板) 石綿含有産業廃棄物建材、廃容器包装	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード ※紙を除去しても管理型産業廃棄物です。	
汚泥	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 (掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態 (コーン指数がおおむね 200kN/m <sup>2</sup> 以下または一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m <sup>2</sup> 以下)。場所打ち杭工法や泥水シールド工法等で生ずる廃泥水などが相当。	

## 6. 廃棄物処理計画を立てる（ごみの減量とリサイクル）

建設工事からは、多量の廃棄物が発生します。この廃棄物が少なければ、資源の無駄や環境への負担を減らすことができるばかりでなく、処分にかかるコストも減らすことができます。

施工計画の段階から、廃棄物の発生抑制・排出抑制・リサイクルを考慮し、工夫しましょう。

建設リサイクル法による対象建設工事で発生した特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）については特別な理由がない限り、再生する義務があるので御注意ください。

### 建設工事における廃棄物の減量化とリサイクルのポイント

#### ○発生の抑制

無駄の少ない設計・施工  
使い捨て品ではない道具・建材使用の検討

#### ○再資源化施設への搬入

再分別による再生可能品のより分け

#### ○現場内での再利用

ダンボール→養生材

#### ○再生材の利用

パーティクルボード（再生木材）、再生砕石の利用





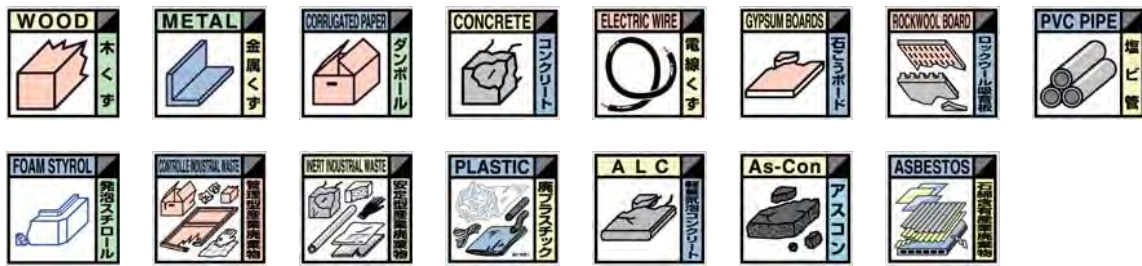
# 7. 分別と保管

## (1) ごみの分別

ごみのリサイクルと適正な処理を図るためには、まず、ごみの種類に合わせて分別することが大切です。また、建設リサイクル法による対象建設工事で使用されている特定建設資材は、基準に従って工事現場で分別解体することが義務付けられています。

現場内で再生利用する品目、中間処理やリサイクル施設に合わせた品目、一般廃棄物と産業廃棄物との分別等、工事の進み具合や敷地・保管設備等の条件に合わせて分別をしましょう。

ごみの集積場や分別容器・袋に廃棄物の種類を分かりやすく示し、作業員が間違わずに分別が出来るようにしましょう。



分別表示板：(社)日建連 旧(社)建築業協会作成・全15種類より

## (2) ごみの保管

分別できたごみはできるだけ早く処理をしたいものです。しかし、一時的に現場内に保管しなければならない場合には、周りの環境に配慮し、以下の点に注意する必要があります。

- ① 保管施設(専用の保管スペース、集積所)を整備し、保管すること。
- ② 飛散・流出しないようにし、粉塵防止や浸透防止等の対策をとること。
- ③ 汚水が生ずる恐れがある場合には、汚水による公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ④ 悪臭が発生しないようにすること。
- ⑤ 保管施設には、ねずみや、蚊・ハエなどの害虫が発生しないようにすること。
- ⑥ 周囲に囲いを設けること。廃棄物の荷重がかかる場合には、囲いを丈夫なものとする。
- ⑦ 廃棄物の保管場所であることや、廃棄物の保管に関して必要な事項を記した看板(60×60cm以上)を付けること。

### 保管場所看板の必要記載事項

- ・ 保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先
- ・ 廃棄物の種類
- ・ 積み上げることが出来る高さ等

排出した事業場外に自ら保管する場合は、事前の届出が必要となりました。

- ・ 保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所が対象になります。

【改正法概要(第12条第3項、第12条の2第3項) 参照】

- ・ 保管した日から14日以内、届出先は都道府県知事
- ・ 保管届出場所には産業廃棄物処理基準が適用される。



## 8. 自己運搬・処分をする場合

### (1) 産業廃棄物の自己運搬

元請業者として行っている工事から出た産業廃棄物を、処分施設まで自ら運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。

ただし、運搬時には法律の基準を守り、下記のような注意が必要です。

- 自己運搬できるのは、元請業者として行っている工事に限られます。
- 下請業者に自己運搬をさせることはできません。ただし、例外規定があります。(12 下請けである場合を参照)
- 廃棄物が飛散・流出しないよう注意すること
- 悪臭・騒音・振動によって生活環境を悪化させないように、必要な措置を講ずること
- 車両への表示及び書面携帯

☆産業廃棄物を運搬(自己、委託いずれも)する車両にも表示及び書面の携帯が義務付けられています。

(平成17年4月1日から)

表示 (自己)	1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示 2. 排出事業者名	産業廃棄物収集運搬車 ○○建設(株)
表示 (委託)	1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示 2. 排出事業者名 3. 許可番号: 下6けた	産業廃棄物収集運搬車 ○○運輸(株) 012345号
書面	1. 氏名又は名称及び住所 2. 運搬する産業廃棄物の種類、数量 3. 積載日 4. 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 5. 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	

**産業廃棄物収集運搬車の表示例**

4.9cm<sup>2</sup>以上

3.2cm<sup>2</sup>以上

# 産業廃棄物収集運搬車

## 氏名又は名称

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記  
・140ポイント以上の大きさの文字<sup>(1)</sup>

事業者の氏名又は名称  
・90ポイント以上の大きさの文字<sup>(1)</sup>

(1) JIS Z 8305 で規定されている大きさ  
1ポイント=0.3514mm

(2) JIS Z 8305 で規定されている大きさを  
1mm単位で四捨五入した数値です。

---

**表示方法に関する注意事項**

- ・ 車両の両側面(車体の外側)の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・ 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に釘で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・ 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

#### 注意!

積替保管業者は処分業者ではありません。(収集運搬業者の一形態です) 収集運搬を自ら行った場合でも、許可証を確認し、必ず処分業者とも契約を交わしてください。

## (2) 産業廃棄物の自己処分

元請業者として行っている工事から出た産業廃棄物を自ら処分する場合には、産業廃棄物処分量の許可は不要です。

ただし、処分の方法については様々な法規制があり、それらをすべてクリアする必要があります。現在では、焼却炉のダイオキシン規制や、処分場設置基準が非常に厳しくなっており、廃棄物処理を専門としない小規模な事業者が適正に自己処分を行うことは、コスト的にも規模的にもまず不可能な状況です。

無理に自己処分して不適正処理により罰せられないためにも、自己処分が難しい場合には許可業者への適正な委託によって処分を行いましょう。

法改正によって、排出事業者が自己処理する場合には、帳簿の備え付けが必要になりました。

- ・ 事業場で自ら処分を行う事業者
- ・ 小規模の焼却施設で自ら焼却を行う事業者

【改正法概要（施行令第6条の4）を参照】

### 野焼きの禁止！

焼却設備を使用せずに廃棄物を焼却することを、いわゆる「野焼き」といいます。野焼き行為及び、粗悪な焼却設備を用いた廃棄物の焼却行為は法律で禁止されています。

### 野焼きに関する罰則

平成16年の法改正により、野焼きに関する罰則が更に厳しくなりました。以前は種々の改善命令に従わない場合に罰則が適用されていましたが、（著しく生活環境を損ねたり、悪質な場合等は）野焼き行為そのものに直接罰則を適用することが可能となり、最高5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科となり（廃棄物処理法第25条）、平成22年の法改正により法人の場合は3億円以下の罰金刑となりました。

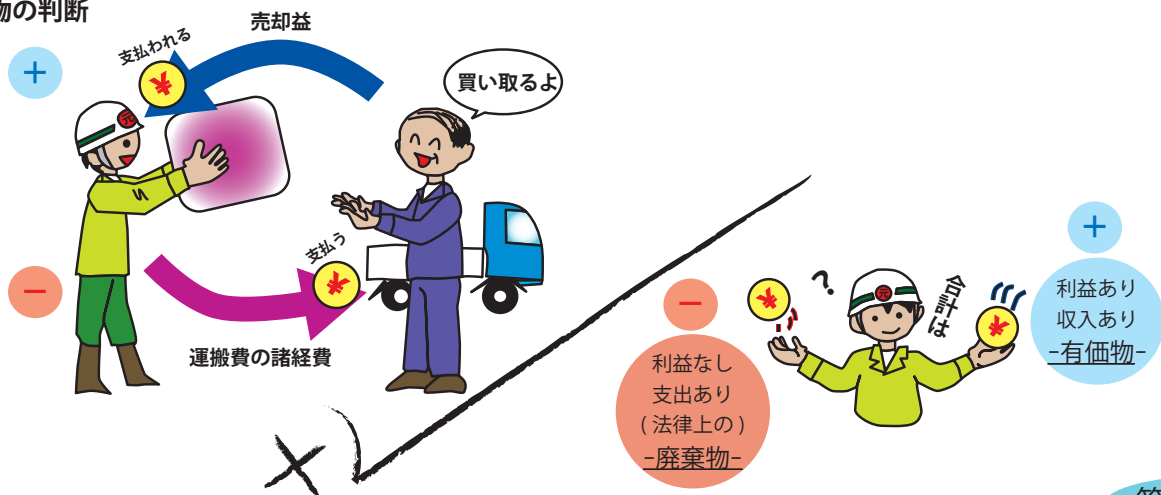
また、現行犯逮捕される場合もあります。



## 9. 有償売却

有価物と判断されたごみは、法律上の廃棄物としての扱いを受けません。廃棄物処分のための法的制約は受けませんが、売却等の契約行為がある場合、取引上のトラブルが無いように相手方業者ときちんと確認しておきましょう。

### ◎ 有価物の判断



## 10. 廃品回収業の利用

法律で「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とされている古紙・金属くず・空きビン・古繊維の4品目(以下「専ら物」という)のみを扱っている廃品回収業者が、再資源化の目的で収集する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は要しません。

また、廃品回収業者に「専ら物」のみを回収委託する場合には、マニフェストを交付する必要はありません。マニフェストの代わりに、受領書等の受渡しを行い、必ず回収量の確認を行ってください。

☆「許可とマニフェストが必要ない」・・・に該当するかどうかの確認のポイント

- 扱う品目が「専ら物」であること  
古紙・金属くず・空きビン・古繊維
- 相手方が「廃品回収業者」であること  
扱う品目が「専ら物」であっても、相手方が産業廃棄物収集運搬業者である場合にはマニフェストの交付が必要です。

## 11. 一般廃棄物の処理

一般廃棄物の処理は各区市町村により行われています。そのため、実際の収集運搬・処分の方法は、区市町村により異なっています。

一般廃棄物の処理については、排出場所の区市町村に確認し、指示に従って処分を行きましょう。

## 12. 下請である場合

廃棄物の処理責任は排出事業者にある、とされています。建設工事の場合、排出事業者とは工事の元請業者を指します。

そのため、元請業者は下請業者に対してごみの持ち帰りを求めることはできません。下請業者によるごみの持ち帰りは、無許可業者に廃棄物の収集運搬・処理を委託した、ということになります。ただし、平成22年の法改正により例外規定が設けられています。【改正法概要(法第12条の3)を参照】

※ 下請業者が廃棄物の収集運搬や処分の委託を受けるためには、産業廃棄物収集運搬業または産業廃棄物処分業の許可が必要となります。(許可の取得については、管轄の自治体にご相談ください。)

このように、下請業者には廃棄物処理の責任はありませんが、元請業者と協力しあい廃棄物の適正な処理と減量化に努めていくことが求められています。

下請業者の役割

- 廃棄物の発生抑制に努める
- 現場での廃棄物の適正な管理に努める
- 元請業者とよく確認しあい、現場での廃棄物の分別方法等について作業員に周知徹底を図る





# 13. アスベスト廃棄物の適正処理について

アスベストは、天然に存在する珪酸塩鉱物であり、クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの6種類がある。建材として主に使用されていたアスベストはクリソタイルであるが、クロシドライト、アモサイトも使用されている場合もある。

アスベストは1970年から1990年にかけて大量に輸入され、安価で、耐火性、断熱性、防音性、絶縁性など多様な機能を有していることから、そのほとんどが建築材料として建築物や工作物に大量に使用されました。今後建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事者や、廃棄物中間処理施設従事者の石綿による健康被害の発生、再生砕石への混入が懸念されているため、アスベスト含有の事前調査、分別解体、適正処理は必要不可欠である。

## (1) アスベスト含有建材の産業廃棄物の種類

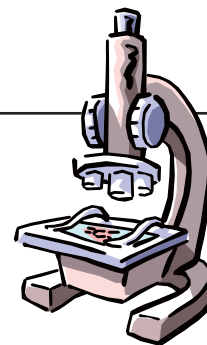
対象	石綿含有吹付け材		保温材・断熱材・耐火被覆材			石綿含有成形板等
			保温材			
作業内容	除去	封じ込め 囲い込み	通常の除去	掻き落とし等 による除去	非石綿部で切断・搬出	手ばらし解体
基本レベル	レベル1		レベル2	レベル1に準じる	レベル2	レベル3
産業廃棄物の分類	特別管理産業廃棄物(廃石綿等)					石綿含有産業廃棄物
主な使用用途	鉄骨、はり耐火被覆材 天井断熱材 機械室吸音材		配管保温材 煙突断熱材			天井、壁材 住宅屋根材 外壁材

注) 作業に使用したシート、マスク、保護衣、作業着等は特別管理産業廃棄物と同等に解釈される場合がありますので、取扱方法については、各行政庁にお問い合わせください。

## (2) アスベスト廃棄物の見分け方

アスベスト廃棄物を見分ける方法には以下のような方法があります。

- 建築物を施工した業者に問い合わせる。
- 設計図書などで確認する。
- 現地調査する。
- 建材メーカーに問い合わせる。
- 建築年代により推測する。
- 分析する。



※ アスベスト廃棄物を見分け方として、日数、費用がかかりますが、分析による判定が一番確実です。ただし、吹付け材以外の材料に関しては、石綿が含有しているとみなして必要な対策を行う場合は、分析調査を行う必要はありません。

分析する場合の検査機関の紹介は

(社) 日本石綿協会

Tel 03-(5765)-2381 <http://www.jaasc.or.jp/>

(社) 日本環境測定分析協会

Tel 03-(3878)-2811 <http://www.jemca.or.jp/info/>

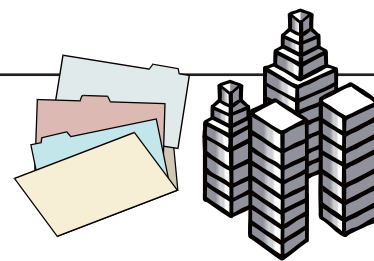
(社) 日本作業環境測定協会(精度管理センター) Tel 03-(3456)-4852 <http://www.jawe.or.jp/index.html>

(3456)-0443

などで行っています。

### (3) 各種届出

アスベスト除去工事を行う前に様々な届出を行う必要があります！



#### 1. 大気汚染防止法

特定粉じん排出等作業実施届出書 (14 日前まで)

- 対象 吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している工作物
- 提出先 ・各区市 ⇒ 各区市役所
  - ・島しょ部 ⇒ 東京都環境局環境改善部大気保全課
  - ・多摩地区町村、八王子市以外の市で延べ面積が 500m<sup>2</sup> 以上
    - ⇒ 東京都環境局多摩環境事務所環境改善課

#### 2. 東京都環境確保条例

飛散防止方法等計画の届出 (14 日前まで)

- 対象規模 吹付け石綿の使用面積 15m<sup>2</sup> 以上又は吹付け石綿若しくは石綿含有保温材を使用する建築物等で延べ面積 500m<sup>2</sup> 以上
- 提出先 ・各区市 ⇒ 各区市役所
  - ・島しょ部 ⇒ 東京都環境局環境改善部大気保全課
  - ・多摩地区町村、八王子市以外の市で延べ面積が 500m<sup>2</sup> 以上
    - ⇒ 東京都環境局多摩環境事務所環境改善課

#### 3. 石綿障害予防規則

① 建設工事計画届 (14 日前まで)

- 対象 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み作業
- 提出先 所轄労働基準監督署

② 建築物解体等作業届 (工事開始前まで)

- 対象 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去、封じ込め、囲い込み作業
- 提出先 所轄労働基準監督署

#### 4. 東京都特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱

特別管理産業廃棄物管理責任者設置 (変更) 報告書 (設置から 30 日以内)

- 対象 特別管理産業廃棄物を生ずる事業所を設置している事業者
- 提出先 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

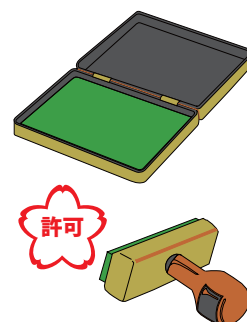
#### 5. 東京都建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針

① 廃石綿等処理計画書 (特別管理産業廃棄物管理責任者設置から 30 日以内)

- 対象 廃石綿等を生ずる事業場を設置している事業者
- 提出先 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

② マニフェスト E 票のコピーの提出 (最終処分が完了し E 票が送付されたとき)

- 対象 廃石綿等除去工事すべて
- 提出先 工事発注者



#### 6. その他各市区町村の届出

その他、各自治体で独自の条例等を制定している所がありますので、各行政庁にお問い合わせください。

## (4) アスベスト廃棄物処理上の注意

解体工事等で発生するアスベスト廃棄物を処理する場合には、アスベストを飛散させないように、適正に取り扱う必要があります。

### ○特別管理産業廃棄物（廃石綿等）

建築物その他工作物に用いられる材料で、石綿建材除去事業により除去された当該石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材

#### ① 保管方法

- (i) あらかじめ固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包
- (ii) 他の廃棄物と混合しないような仕切り

#### ② 処分方法

- (i) 管理型処分場での埋立処分
- (ii) 溶融処理後、安定型処分場での埋立処分、又は、再生
- (iii) 無害化处理

### ○石綿含有産業廃棄物

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿は除く）

#### ① 保管方法

- (i) 他の廃棄物と分別して保管
- (ii) 飛散防止措置（シート掛け、袋詰め等）

#### ② 処分方法

- (i) 非破碎<sup>\*2</sup>、混合せず他の廃棄物と区別して運搬
- (ii) 中間処理としての破碎の禁止
- (iii) 安定型又は管理型処分場での埋立処分
- (iv) 溶融、無害化处理

#### ③ マニフェスト交付上の注意

石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と別のものを交付し、備考欄等に**石綿含有産業廃棄物**である旨を記載してください。

<sup>\*2</sup> ただし、運搬に必要な最小限の破碎又は切断であって、飛散ないように散水等により湿潤化して行う場合は除く。

# 14. 産業廃棄物処理の Q&A

- 第1 適用範囲
- 第2 用語の定義
- 第3 関係者の基本的責務
- 第4 工事現場における分別および保管
- 第5 処理の委託
- 第6 運搬
- 第7 廃石膏ボード
- 第8 マニフェストについて
- 第9 アスベスト廃棄物
- 第10 建設リサイクル法
- 第11 その他

## 第1 適用範囲

---

Q 1-1 住宅備品の取替えて生じたものは産業廃棄物になるのか。

- ① 割れた窓ガラス
- ② 買い替えて工事業者が取り外した古い風呂釜
- ③ 買い替えて工事業者が取り外した古い流し台

A 1-1

①は一般廃棄物、②、③の場合は建設工事の改築にあたりと考えられ、請け負った元請業者が排出事業者となり、産業廃棄物として処理をする。

Q 1-2 新築現場における製品の取付け等により発生した梱包材を、施工業者や資材納入業者が持ち帰ってもよいのか？

A 1-2

原則持ち帰れない。ただし、木枠、パレット、通い箱等の梱包材が納入業者のものであり再利用可能なものは持ち帰ることができる。

Q 1-3 下請業者がダンボール等の梱包材を、廃品回収業者又は町内会の廃品回収に出す目的で持ち帰っても良いか。

A 1-3

原則持ち帰れない。現場で発生した梱包材は、建設廃棄物として元請けが処理する。ただし、ダンボールを有価物として廃品回収業者に出すことはできる。

Q 1-4 端材、余剰材、梱包材等を協力業者、資材納入業者が持ち帰ることはできないのか。その法的根拠は何か。



A 1-4

廃棄物処理法第 11 条第 1 項で「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」とされている。この自ら処理の中には処理業者への委託処理も含まれる（法第 12 条第 3 項）。また、工事により発生する廃棄物の排出事業者は発注者から工事を請け負った元請業者である。

したがって、端材、余剰材、梱包材等工事現場で発生した廃棄物を協力業者、資材納入業者が持ち帰ることは、違法となる。これらは、排出事業者である元請業者が処理しなければならない。

資材納入業者が運搬上使用した資材や部材を納入時に持ち帰る以外は、産業廃棄物処理業（収集運搬業）の許可を有していなければ、持ち帰ることは違法となる。

ただし、余剰材等を他現場で使用する目的で協力会社等が持ち帰ることは「廃棄物の持ち帰りには該当しない」と考えることができ、廃棄物の発生抑制のためにはむしろ望ましいと言える。その際には、使用者、使用目的等を把握しておくことが必要である。

Q 1-5 建設工事とは、どこまでを対象としているのか。例えば蛍光管の取替え、空調機のフィルター交換等は建設工事に該当するのか。

A 1-5

建築物、工作物等及びこれらと一体となった施設等の工事に絡まない、単なる取替えは建設工事に該当しない。

Q 1-6 建設工事から排出される廃棄物の排出事業者は誰か。

A 1-6

注文者（発注者）から直接工事を請負った建設業を営むものである。（法第 21 条の 3 第 1 項）

Q 1-7 J V（企業体）で工事を行っている場合の排出事業者は誰か。また、工期ごとに異なる場所の工事を請負う場合はどうか。

A 1-7

J V（企業体）として工事を請けていることから、J V（企業体）が排出事業者となる。

## 第 2 用語の定義

Q 2-1 電線、ダンボール等を処分業者が無償で再生を目的として受け入れる場合、これらは産業廃棄物となるのか。

A 2-1

再生目的であっても無償であれば産業廃棄物であるので、委託基準が適用されるため、処理委託契約は必要である。ただし、これらの品目を専ら再生業者に引き渡す場合は、マニフェストの交付は不要である。

Q 2-2 ① 骨材プラントからでる濁水を高圧プレスで処理した脱水ケーキ（ダンプトラックで積載可）は建設汚泥となるのか。

② 上記において薬品（沈殿用）を加えた場合はどうか。

③ 上記脱水ケーキを岩塊や土砂と混合して改良したものは残土として処理できるのか。

④ 掘削工事を行なっていて、過去に地盤改良工事を行なった改良土が出てきた場合、これは残土として扱うのか汚泥なのか。

A 2-2

- ① 汚泥である。
- ② 上記と同様（薬品で処理をしても汚泥である。）
- ③ 改良したものが有償で売却できる性状のものでない限り、廃棄物である。従って残土として処理することはできない。
- ④ 掘削工事によって泥状で発生すれば汚泥、泥状でなければ残土である。

Q 2-3 汚泥の判断について、工事現場で発生した物が残土か汚泥かは誰が判断するのか。いずれにしても人が判断するのであれば、同じ発生土であっても残土／汚泥の判断が異なることが生じると考えられるが、現場で明確な判断基準はないのか。

A 2-3

汚泥とは、含水率が高く粒子が微細な泥状の掘削物と定義されている。掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数が概ね 200KN / m<sup>2</sup>以下又は一軸圧縮強度が概ね 50KN / m<sup>2</sup>以下）で判断する。

詳細や工法ごとの判断基準は「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」などを参照されたい。

Q 2-4 いわゆる建設汚泥をケミコ（石灰系固化剤）等で固化した、いわゆる改良土は再資源として利用できるか。

A 2-4

産業廃棄物である汚泥をケミコ等で固化したものが他人に有償売却できるものであれば、廃棄物処理法の規制は受けないので利用できる。

なお、この汚泥を脱水処理するのであれば、その処理能力が 10m<sup>3</sup> / 日を超えるものについては、「産業廃棄物処理施設」としての設置許可と「廃棄物処理施設技術管理者」の選任が必要である。

また、建設汚泥の有効利用については、環境省の「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月 30 日）、建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（平成 17 年 7 月 25 日環廃産第 05072502 号）及び国土交通省の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月）等を参照のこと。

Q 2-5 伐採材、伐根材は一般廃棄物にあたるのではないか。

A 2-5

工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した木くずはすべて産業廃棄物である。このため、土地造成等土木・建築等の工事によって排出されるものは産業廃棄物の木くずになる。ただし、公園や街路等の樹木剪定によって排出される木くずは一般廃棄物となる。

### 第 3 関係者の基本的責務

---

Q 3-1 現場内で処理できるものは、産廃とならないか。

A 3-1

廃棄物か否かは廃棄物の発生した状況で判断され、廃棄物とされたものを現場内で処理する場合は廃棄物処理法上の処理とされ、処理されたものは生活環境上問題なく自ら利用するか、有償売却できる性状のものでない限り廃棄物である。

例えば、コンクリートの破片や廃プラスチック等を埋め戻しの材料として用いることは、廃棄物の違法な埋立となる。

Q 3-2 現場に複数の工務店が下請として入り、それぞれが自社の置き場（保管場所）などに廃棄物を持ち帰ることは可能か。

また、解体工事等についてのマニフェストの排出事業者欄は誰になるのか。

A 3-2

平成 22 年に改正された廃棄物処理法において元請が排出事業者である（従来は「原則として」と規定されたことから、下請は他人の廃棄物を無許可で自社の保管場所に廃棄物を持ち帰ることはできない。

なお、下請が元請の保管場所等に運搬できる場合の特例については、環境省令で定める場合で、法第 21 条の 3 第 3 項に限定的に規定されている。

解体工事についても、発注者から直接工事を請け負った場合は、元請である解体工事業者が排出事業者となるが、元請業者から解体工事を発注された場合は、排出事業者にはならず、マニフェストの排出事業者欄は元請業者となるので注意が必要である。

Q 3-3 法第 21 条の 3 第 3 項により、収集運搬業の許可のない下請業者に運搬を委託する場合、許可のない者を委託契約書に記載して良いのか。

A 3-3

法第 21 条の 3 第 3 項は、収集運搬業の許可のない下請業者が運搬することを想定したものである。この場合は、収集運搬の委託契約ではなく、工事請負契約に運搬する旨が記載されていなければならない。なお、下請は運搬までしかできず、処分は不可。また下請が運搬する場合、請負契約で定めるところにより運搬するものであることを証する書面携行義務がある。（平成 23 年 2 月環境省課長通知）

Q 3-4 法第 21 条の 3 により下請負人が運搬する場合にも車両表示は必要か。必要である場合には、元請業者、下請負人、どちらの名称を表示すればよいか。

また、マニフェストの交付はどのように行うのか。

A 3-4

法第 21 条の 3 とは関係なく産業廃棄物の運搬には車両表示は必要である。表示は下請負人の名称のみでよい。ただし、法第 21 条の 3 第 3 項に規定する運搬を行う場合に携行する書面には、様式に従って元請業者と下請負人の両方の名称を記入する必要がある。

下請が運搬する場合であっても排出事業者は元請であり、元請がマニフェストを交付する。マニフェストの交付については、運搬する施設によって次の通りとなる。

① 元請業者が所有または、賃借する保管施設に複数の排出場所から運搬する場合

現場から保管場所までの運搬時には、マニフェストの交付は不要となるが、車載伝票は必要である。そして、その保管場所から処分施設に運搬する際に、その保管場所を排出場所、排出日を保管場所から運搬する日としてとしてマニフェストを交付する。

② 元請業者が処分委託契約を締結している施設（使用権限を有する施設と解される）に運搬する場合

下請業者が運搬する場合であっても、排出事業者は元請であり元請がマニフェストを交付する。

なお、元請業者と下請業者に廃棄物の処理（運搬）に関する廃棄物処理法上の委託関係はないので、運搬受託者欄は空欄となり、交付担当者欄には当該交付を担当した下請負人の氏名を記載する。また電子マニフェストを使用する場合は、運搬受託者欄は、元請業者を自己運搬業者に設定したうえで、引渡担当者欄に運搬した下請業者の氏名を登録する。

Q 3-5 元請負人の指定する保管場所で複数の排出場所から運搬された廃棄物を保管し、まとめて運搬する場合、マニフェストはどの段階で交付するのか。

A 3-5

保管基準に則って法第 21 条の 3 第 3 項に基づき、下請けが元請の保管場所に運んだ場合で、運搬された廃棄物の保管が行われたときには、その保管場所を排出場所、排出日を保管場所から運搬する日としてマニフェストを交付する。

Q 3-6 同一現場で発注者から直接工事を請負う元請業者が複数の場合の処理責任はどこにあるか。

A 3-5

それぞれの元請が排出事業者となり、各元請が実施している工事から出る廃棄物については、各元請の責任で処理をすることになる。

Q 3-7 下請負人が例外規定の条件を満たさずに運搬した場合の罰則の適用はどうか。

A 3-7

下請負人は無許可で委託を受けたことになるため、無許可営業の罪に問われ、元請業者は委託基準違反となる。

下請負人は、法第 21 条の 3 第 4 項により排出事業者として本法の適用を受け、不適正な取り扱いを行った場合には措置命令等の対象となり、違反した場合には罰せられる。さらに、元請業者が自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な扱いをした場合には、元請業者も措置命令の対象となる。

Q 3-8 住宅・スーパー等の建替・リフォームの場合、居住者が残していく場合が多くあり、工事着手時に処分しなければならないが、産廃として処理しなければならないのか。

A 3-8

個人住宅の什器、備品類は一般廃棄物であり、スーパー等の什器類は産業廃棄物であるが、いずれにしても居住者が処分するのが原則である。一般廃棄物については区市町村の一般廃棄物担当者と相談し対応する。

## 第 4 工事現場における分別及び保管

Q 4-1 作業員の飲食したジュース缶、弁当がら等を自宅に持ち帰り、一般廃棄物として処理することは違法か。

A 4-1

違法とは考えられない。

Q 4-2 平成 22 年法改正により、事業場外の 300㎡以上の場所に建設工事に伴う廃棄物を保管する場合に保管の届出が必要になったが、事業場外の定義は何か。また、囲いが設置されていない保管場所の面積はどのように算定するのか。

A 4-2

保管場所が産業廃棄物を生じた事業場と空間的に同一のものと考えられない場合には、「事業場の外」に該当する。

また、囲いの面積によって算出することが適当でない場合には、実際に保管の用に供されている場所の面積により算定することでもよい。



## 第5 処理の委託

---

Q 5-1 中間処理後の廃棄物についての排出事業者責任はあるのか。

A 5-1

排出事業者責任はある。法第12条第7項では、事業者は産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行なわれるために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。

中間処理業者は、産業廃棄物を中間処理した後の残渣物についての新たな排出事業者となる（法第12条第5項）。このため、中間処理業者は二次マニフェストを交付し、最終処分の確認ができた段階で、排出事業者にE票を返送することになっており、排出事業者は中間処理業者が返送するE票により最終処分場を確認したとみなすこともできる。

Q 5-2 委託契約書の契約者は、契約権限のある者であればいいのか。

A 5-2

そのとおり。必ずしも代表取締役とは限らず、権限が委譲されていれば契約締結はできる。

Q 5-3 リサイクル施設に出荷する有価物に対しても処理委託契約を結ばなければならないか。

A 5-3

委託基準は廃棄物の処理にかかる。従って廃棄物処理委託契約は廃棄物に対して使用するものでも現場から出荷する段階で有価物（運搬費を差し引いても有価になる。）であれば、必要ない。

ただし、リサイクル施設に搬入するものであっても、有価にならないものは廃棄物であり、委託契約は必要になる。（規制改革通知：平成17年3月25日環廃発第050325002参照）

## 第6 運搬

---

Q 6-1 排出事業者が自社車両で中間処理施設や最終処分場に運搬する場合、収集運搬業の許可は必要か。

A 6-1

排出事業者（元請業者）による自ら運搬であれば、収集運搬業の許可は不要である。

ただし、法第12条第1項（施行令第6条）に定める収集、運搬、処分等の基準に従わなければならない。たとえば、車両表示や書類の携帯等が義務付けられている。

Q 6-2 産業廃棄物収集運搬業許可は、都道府県（または政令市）で出されているが、許可県を超えて他県に運搬することはできるのか。

A 6-2

収集運搬業者が運搬する場合には、排出場所（積み込む場所）と処分場所（荷降ろしする施設の所在地）の両方の自治体（都道府県又は政令市）の許可が必要である。排出事業者は運搬委託にあたっては両方の許可があることを確認しなければならない。

（注）平成22年5月の法改正により、平成23年4月1日から都道府県の許可があれば政令市の許可は不要となったが、政令市の許可のみでは政令市以外への運搬はできないので注意が必要である。

## 第7 廃石膏ボード

Q 7-1 廃石膏ボードの処理はどのようにしたらよいか。

A 7-1

廃石膏ボードは、「ガラス陶磁器くず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に分類されるが、管理型品目の産業廃棄物であり、紙を分離して石膏粉としても管理型品目の産業廃棄物である。(平成18年6月1日環産発第060601001号廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて)

また、石膏粉でも、破碎・粉粒化して水分を含み泥状化した場合は、管理型品目の汚泥として処分しなければならない。

石膏ボードメーカーでは「産業廃棄物の広域的処理に係る特例(広域認定制度)」を利用し、廃石膏ボードを引き取り、石膏ボードの原料として再利用するシステムをスタートさせているが、石膏ボードの再資源化を行う許可を有する中間処理施設も増えてきているので確認願いたい。いずれも異物の混入、水濡れ等により再生が困難となるため、分別して排出することが基本となる。

Q 7-2 廃石膏ボードをメーカーが引き取り再生利用していると聞いているが、その内容を教えてほしい。

A 7-2

広域認定制度の環境大臣認定を受けて新築工事から排出される端材を引き取り、石膏ボード原料にリサイクルしている石膏ボードメーカーがある。新築工事では、プレカット等により端材の発生を削減することと併せて、分別してメーカーによるリサイクル推進に努めるべきである。

なお、メーカーが引き取る方法としては、直接メーカーの工場に搬入する場合と中間処理施設で集積してメーカーに持ち込む場合があるので、メーカーとよく相談願いたい。いずれにしても石膏ボード端材のみを分別して排出することが基本となる。

Q 7-3 解体工事における石膏ボードの処理はどうすればよいのか。

A 7-3

石膏ボードを他のものと一緒に解体してしまうと石膏粉が粉状となり、他の廃棄物に付着してしまったり、中間処理施設での選別も困難となるため、当該混合廃棄物を埋立てる場合はすべてを管理型処分場で処分することが必要となる。

管理型処分場で処分するものをできるだけ減量し、リサイクルを推進するためには、極力石膏ボードが細くなり他の廃棄物に混入しないように、分別解体、分別搬出に努めるべきである。また、クロスやタイルなどの異物が付着している石膏ボードは、現状ではメーカーリサイクルができないため、石膏をリサイクルする技術や施設を整備している中間処理施設において処理することが望ましい。

Q 7-4 砒素やカドミウムを含有している石膏ボードが見つかるようだが、どのように処理すればよいのか。

A 7-4

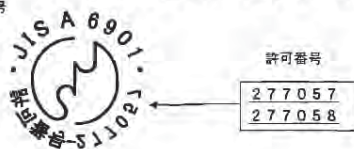
石膏ボードの中には、砒素やカドミウムを多く含んでいるものがあるが、その製造工場、製造期間は特定されている。これらのものは製造工場に戻し処理してもらうか、製造工場が不明であればそのまま管理型処分場で処分願いたい。

解体に先立ち裏面に印刷されている製造工場・時期を確認し、工場名が不明であれば組成分析されることが望ましい。なお、アスベストが混入している石膏ボードも報告されているので注意すること。

1) 小名浜吉野石膏(株) いわき工場：製品から鉛素 0.41mg/l (溶質試験)

(注)：石膏ボード工業会の調査結果

- ・ 商 品 名 : タイガーボード
- ・ 製造会社名表示 : 吉野石膏 OY (青色で表示)
- (注)：上記「OY」は小名浜吉野(株)いわき工場で製造されたことを示しており製造会社や工場で製造されたものは略号が異なる。
- ・ JIS マーク及び許可番号

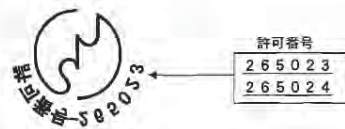


昭和48年～平成9年4月までに製造された物

2) 日東石膏ボード(株) 八戸工場：製品からカドミウム 0.24 mg/l (溶質試験)

(注)：石膏ボード工業会の調査結果

- ・ 商 品 名 : アドラせっこうボード
- ・ 製造会社名表示 : 日東石膏ボード(株)
- (注)：上記製品の販売シェアは東北地方、北関東地区に集中しており関東地区では全体の0.5%と一部分になるが、大部分が小名浜吉野(株)の製品が対象となる。
- ・ JIS マーク及び許可番号



平成4年10月～平成9年4月までに製造された物

Q 7-5 なぜ石膏ボードは管理型廃棄物なのか。

A 7-5

石膏ボードは、水分が多く有機物が存在する嫌気性の状態にあると硫酸塩還元菌が育成し、硫化水素が発生することがわかった。このため、石膏粉が安定型処分場に混入しないよう徹底した分別が必要であり、混入した廃棄物を埋立てる場合は、管理型処分場で処理しなければならない。

## 第8 マニフェストについて

Q 8-1 使用済型枠の再使用について現在の請負体系では、型枠解体後に現場から業者の加工場、もしくは資材置場に運搬し、当該使用済型枠(コンパネ)が再使用できるか否かの判断を型枠工事業者が行なっている。この場合、再使用できない型枠材の処理は元請業者、型枠業者のどちらの責任になるのか。また、マニフェストの交付及び保存等はどのようにすればよいのか。

A 8-1

使用済型枠を再使用できるか否かの判断は、現場内で行なうことが基本である。

再使用不可と判断したものは、元請の責任で処理をしなければならず、再使用不可のものを型枠業者に持ち帰らせることはできない。

再使用可能との判断の下で持ち帰ったものの中に、万一再使用できないものが混入していた場合、これを処分する際の排出事業者は型枠業者であると考えられる。その場合、マニフェストの交付・保管も型枠業者が行なうことが妥当である。

Q 8-2 廃棄物の発生量がごく少量の場合にもマニフェスト等の手続きが必要なのか。マニフェストの対象となる最小数量は定められていないのか。

A 8-2

少量の廃棄物であっても、処理を委託する場合にはマニフェストが必要である。

Q 8-3 発生土を運搬する際に、マニフェストの提示を求められることがあるようだが、廃棄物処理法が適用されないものの場合、マニフェストは必要ないのではないか。

A 8-3

建設発生土は廃棄物処理法の適用を受けないので、マニフェストの交付は必要ない。ただし、発生土と汚泥の識別には十分注意が必要である。

Q 8-4 「金属くず」、「古紙」について、商品となる場合と廃棄物となる場合の違いを教えてください。また、商品として提供した場合でもマニフェストを交付しなければならないのか。

A 8-4

有償で売却できれば商品（廃棄物ではない）であり、無償又は処理料金を払う場合は廃棄物となる。また、「くず鉄」「古紙」「あきびん類」「古繊維」は廃棄物処理法上「専ら物（専ら再生利用の目的となるもの）」として定義されており、廃品回収業者（専ら物のみの収集、運搬、処分を業として行っている者）は処理業許可が不要であり、専ら物を廃品回収業者に委託する場合はマニフェストは交付する必要がない（ただし、有償でない場合は委託契約が必要である。）。廃棄物処理業者に委託する場合はマニフェストの交付が必要である。

Q 8-5 解体工事や個人住宅の建築現場では、現場責任者や代理人がマニフェストの交付に立ち会うことは事実上困難である。何かよい方法はないか。

A 8-5

マニフェストの交付は排出事業者の義務なので、原則としては、あくまで排出事業者が立ち会うことが必要である。

Q 8-6 マニフェストの交付の単位は1発注ごとか、1品目車1台ごとか、同一日に同一車両で複数回運搬する場合は、1枚の用紙で処理してよいのか。

A 8-6

原則として、現場ごと・車両ごと（搬出ごと）・品目ごと・搬入先ごとに1枚交付する。従って同一日に複数回運搬する場合は、運搬回数分のマニフェストを交付する。

Q 8-7 建設系混合廃棄物の種類欄だが、建設系混合廃棄物はどのように記入すればよいのか。

A 8-7

建設系混合廃棄物（安定型）、建設系混合廃棄物（管理型含む）の該当する一方を選択し、番号に○印をつけ数量を記入する。

建設系混合廃棄物に含まれる廃棄物については、その種類欄の番号に○印をつけること。この際、個々の廃棄物の数量記入は不要である。

Q 8-8 有価物拾集欄は何を書くのか。

A 8-8

例えば、建設系混合廃棄物の中から鉄筋などの金属くずだけを拾い集めて売却する等、積替・保管施設において有償売却が可能なものを拾集する行為が行なわれる場合、収集運搬業者が拾集実績数量をこの欄に記入する。

Q 8-9 マニフェストについて照合、確認日欄の検印、サインは確認者の氏名が必要となるのか、この確認者と交付担当者は同一の者以外は不可なのか。また、保管・積替で有価物として数量を記入する際、品目は必要なのか。



A 8-9

氏名である必要はないが、確認者が分かるようにしておくことは必要。確認者と交付担当者は、いずれも元請業者の社員であれば、同一でなくてもかまわない。

また、有価物拾集量の記載に際し、品目は必要ない。

## 第9 アスベスト廃棄物

Q 9-1 アスベストは、建築物でどのように使用されているか。

A 9-1

アスベストは安価であり、耐火性、断熱性、防音性、絶縁性など多様な機能を有していることから、耐火・断熱・防音の目的で建築材料として、建築物(ビル、学校、病院、工場、一般住宅など)や工作物(駐車場、プラットホーム、変電施設など)に大量に使用されていた。一概にどの部位にとは特定できないが、スレート板、ケイ酸カルシウム板、フレキシブルボード、押出成型セメント板、窯業系サイディング、吸音天井板、Pタイル等に含まれていることが多く、特に次の部位に石綿含有建築材料が施工されている可能性がある。

- ①鉄骨の耐火被覆用、②内装材(浴室、厨房、トイレの天井・壁材等)③屋根葺き材、④耐火間仕切り、⑤外装材(耐候用として)、⑥ビニル床タイル、など。

Q 9-2 吹付け石綿は、いつ頃からの建物に多く使用されているのか。


A 9-2

吹付け石綿は、昭和30年頃より使用され、昭和39年に防音用として、昭和42年頃より軽量耐火被覆材として、昭和50年に労働安全衛生法により禁止されるまで盛んに使用された。

Q 9-3 建築物でアスベストが使われているが、どのように調べたらよいか。

A 9-3

建築物を施工した業者に問い合わせ、設計図書(建築時の施工図・材料表等)で確認する。建築時等の情報がない場合は、目視での確認やアスベストが規制された年代と建築年次、使用されている用途などにより類推する方法があるが、分析による判定が一番確実である。

石綿含有建材には、1989年7月以降はアスベストマークが押印されている(1995年以前は石綿含有率5%以上の製品、以後は1%以上の製品)が、法では石綿含有産業廃棄物は石綿含有率0.1%を超えて含有するものと定義されているため、押印がなくても必ずしも石綿含有建材ではないと判断することはできない。2004年(平成16年)10月より製造、販売及び輸入が禁止されている。

石綿含有建材を観察すると、アスベストは繊維束となっていて耐火性があり、天然鉱物繊維のため繊維が均一ではないという特徴を生かした簡易識別方法を紹介するので参考にされたい。



\*このマイクロルーペを使った識別法は公定法ではなく、石綿含有の有無を完全に保障するものではありません。

なお、吹付けアスベストの施工時期の目安は次のとおり。

① 吹付け石綿：昭和 50 年まで

② 石綿含有吹付けロックウール：昭和 55 年まで（湿式工法では昭和 63 年まで）

③ その他の石綿含有吹付け材：昭和 63 年まで

※ 吹付けロックウール、その他の吹付け材については、一部、平成 7 年まで 1% を超える石綿含有材料が生産（東京都調査による）されていた。

また、分析を行いたい場合は、個人の負担（数万円）となる。壁・天井の吹付け材料にアスベストが含まれているか検査を行う機関の紹介は以下のとおり。

詳細は（社）日本石綿協会 (<http://www.jaasc.or.jp>) 等のホームページを参照。

借家・マンションにお住まいの場合は、大家や管理者等に確認する。

（参考）

都内の検査機関の紹介：P28 参照

Q 9-4 住宅にアスベスト成形板が使われているが、解体工事上の注意点は何か。

A 9-4

アスベスト成形板は、一般的に吹付けアスベストやアスベスト保温材よりもアスベスト含有率が低く、セメントなどで固定されていることから、破碎や切断などをしないかぎり、アスベストが大気中に飛散する可能性は低い。

解体等の工事については、吹付けアスベストなどと比較して飛散の程度が低いことから、大気汚染防止法や環境確保条例の届出対象とはしていない。

しかし、アスベスト成形板も物理的に破壊した際には環境中にアスベストを飛散させる可能性があるため、事前にアスベスト成形板を手作業で分別除去してから住宅を解体することが必要となる。作業中は、常に散水し成形板を十分湿潤状態にして飛散しないよう撤去し、他の廃棄物と混ざらないように袋詰め等をして分別保管、搬出しなければならない。

参考：「アスベスト成形板対策マニュアル」（東京都環境局）

Q 9-5 解体工事開始後に、アスベスト成形板かどうか疑わしい建材が発見された場合はどうするか。

A 9-5

解体工事を中断し、必要な調査を行う。やむを得ず調査を行えない場合は、石綿含有建材とみなして適正に処理を行う。

Q 9-6 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（通称：建設リサイクル法。以下「法」という。）では、アスベストに関する規制はあるか。

A 9-6

(1) 対象建設工事（建築物の解体工事の場合は 80㎡以上）の受注者の義務

①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」（以下「施行規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、事前に吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査をしなければならない。

②施行規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、調査結果に基づき分別解体等の計画を作成しなければならない。

- ③施行規則第2条第1項第3号の規定により、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければならない。
- ④施行規則第2条第1項第4号の規定により、第2号の分別解体等の計画に従い、工事を施工しなければならない。
- ⑤施行規則第2条第2項第2号及び第3号の規定により、事前調査の結果、事前措置の内容を分別解体等の計画に記載しなければならない。

(2) 対象建設工事の発注者の義務

- 法第10条第1項の規定により、工事に着手する日の7日前までに都知事又は特定行政庁の長に届出なければならない。届出には分別解体等の計画が記載されていなければならない。(届出は法定様式あり)

Q 9-7 吹付けアスベスト含有建築物の解体時の法規制はどのようなものがあるか。

A 9-7

(平成23年3月現在)

	環境確保条例	大気汚染防止法	石綿障害予防規則
	石綿含有建築物 解体等工事の規制	特定粉じん排出等 作業の規制	石綿含有建築物解体等 工事の従事者保護規定
規制開始時	平成6年度～	平成8年度～ 改正：平成17年12月 施行：平成18年3月	平成17年度～
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を含む建築材料を使用する建築物等の解体、改修、建設工事に際し、作業上の遵守事項に従って工事を施工すること</li> <li>・石綿の飛散状況の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付け石綿等の特定建築材料の除去等を行う場合の作業基準の遵守</li> <li>・作業基準の遵守</li> <li>・作業内容の掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等解体施工時、発注者は請負人に石綿含有建材の使用状況の通知</li> <li>・建築物等の解体等の作業を行う際に事前調査の結果の概要等を労働者が見やすい箇所への掲示（H21年改正）</li> <li>・労働基準監督署に届出</li> <li>・事前調査の実施、作業計画の作成、特別教育、作業主任者の選任等の規定</li> </ul>
対象規模	吹付け石綿の使用面積が15㎡以上又は吹付け石綿、石綿含有保温材を使用する建築物等で延べ面積500㎡以上	すべての工作物 改正：平成18年2月 施行：平成18年10月	吹付け石綿除去、封じ込め、囲い込み工事全て ・保温、断熱、耐火被覆材 ・成形板→届出は必要なし

Q 9-8 都条例で定める建築物の解体等におけるアスベストの測定法は。

A 9-8

◎東京都環境確保条例に定める「石綿含有建築物解体等工事」の場合（施行規則第 59 条、別表第 13）

- ・監視の方法：工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は固い込みの作業の施工中及び工事の終了後において、それぞれ 1 回以上（当該作業の施工の期間が 6 日を超える場合、当該期間の 6 日ごとに 1 回以上、2 区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに 1 回以上）
- ・測定位置：敷地境界線のうち換気装置の排出口に最も近い場所を含む周辺四方向。
- ・測定方法：平成元年 12 月 27 日環境庁告示第 93 号（測定用空気を通気させ、試料を採取したフィルターを薬品処理した後、顕微鏡で計数を行う。）

Q 9-9 アスベストの作業レベル 1～3 とはどのようなものか。

A 9-9

解体される建材の種類で概ねその発じん量のレベルの高低が推測されるため、建設業労働災害防止協会が、レベル 1～3 と大まかに区分したもの。なお、レベル 1、レベル 2 は特別管理産業廃棄物（廃石綿等）である。

作業レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3
建材の種類	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	その他の石綿含有建材（成形板等）
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い

建築物の解体等工事における石綿粉じんのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会企画開発係）より抜粋

Q 9-10 「石綿障害予防規則」について、内容を聞きたい。

A 9-10

石綿は、1970 年から 1990 年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されたが、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されている。

石綿含有製品のうち建材、摩擦材及び接着剤については、既に製造、使用等が禁止されているが、さらに、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則が制定され、平成 17 年 7 月 1 日より施行された。

この規則では、解体工事を行う事業主に一定の措置を義務付けるとともに、建築物の所有者、管理者にも一定の措置を求めている。詳細については事務を専管する次の機関へお問い合わせいただきたい。

- ① 東京労働局 (<http://www.roudoukvoku.go.jp/>)
- ② 最寄の労働基準監督署
- ③ 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター -Tel 03-(3452)-3068
- ④ 建設業労働災害防止協会 Tel03-(3453)-8201



Q 9-11 アスベストの産業廃棄物にはどのようなものがあるか。

A 9-11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に規定されている特別管理産業廃棄物「廃石綿等」(飛散性アスベスト廃棄物)とそれ以外の産業廃棄物(非飛散性アスベスト廃棄物又は石綿含有産業廃棄物)に分けられる。

1 廃石綿等(飛散性アスベスト廃棄物)

廃棄物処理法で「特別管理産業廃棄物」として扱われている。

(1) 石綿建材除去事業に係るもの

(i) 吹付けアスベスト

建築物等に耐火あるいは防音等を目的として、主にセメントを結合材とした石綿繊維を鉄骨、コンクリート壁、天井その他に吹付けたもの。

(ii) アスベスト保温材

鉄骨のほり、柱その他のものに断熱性や耐火性を持たせるための石綿を含んだ建材である。主にセメントを結合材として石綿を含有し、平板状、円筒状に仕上げたものが多い。保温材とは、石綿保温材の他にけいそう土保温材、パーライト保温材、ケイ酸カルシウム保温材がある。

(iii) 耐火被覆材

吹付け材のかわりに、鉄骨、梁、柱、昇降機周辺等に張り付けて使用されている。耐火被覆板、ケイ酸カルシウム板第二種、耐火被覆塗材などがある。

(iv) 断熱材

結露防止・耐火断熱の目的で屋根の裏打ちとして張り付けられたり、煙突の内側に断熱目的で使用される。

(v) 防護服等(省令第1条の2第3号)

当該除去事業で使用したプラスチックシート、防じんマスク、作業衣、その他用具等で石綿が付着しているおそれのあるもの。

(2) 特定粉じん発生施設に係るもの

(i) 大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの。

(ii) 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって石綿が付着しているおそれのあるもの。

2 石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト廃棄物)

飛散しにくいアスベスト廃棄物であり、廃棄物処理法上は普通の産業廃棄物として扱われる。

(i) 工作物の解体工事等から発生する石綿スレート板等のアスベスト成形板

★アスベストをその重量の0.1%を超えて含有するものは、石綿含有産業廃棄物として扱われる。

(ii) 石綿工業製品(ジョイントシート、ミルボード、石綿紡織品等)の裁断・切断及び使用済石綿工業製品

(iii) 摩擦材のバリ及び使用済摩擦材(ブレーキライニング等)

Q 9-12 非飛散性アスベスト廃棄物の処理はどのようにしたらよいのか。

A 9-12

非飛散性アスベスト廃棄物の中でも工作物の解体工事等から発生する場合は、石綿含有産業廃棄物に該当し、撤去や保管、運搬中に石綿が飛散しやすいため、東京都の指導指針や廃棄物処理法に基づき取扱う。

ここでは、手作業による撤去、散水、分別保管、袋詰め、シート掛け等の措置が必要になる。また、撤去後は破碎等の中間処理は行わず最終処分場に直接運搬する。

なお、他の廃棄物と混合するなどして、中間処理施設に持ち込まないこと。

それ以外の非飛散性アスベスト廃棄物も、石綿含有産業廃棄物と同様の取扱いが望ましい。

参考：

- ・「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」  
(東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課)
- ・「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

Q 9-13 飛散性アスベスト廃棄物(廃石綿等)の処理はどのようにしたらよいのか。

A 9-13

特別管理産業廃棄物に該当し、処理方法は廃棄物処理法で定められている。あらかじめ固型化、薬剤による安定化、その他これに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包し、管理型処分場で処分することになる。なお、廃石綿等を熔融処理した場合の熔融物は「鉍さい」であるが、安定型処分場※での埋立が可能である。

※産業廃棄物のうち、いわゆる安定5品目である性状が安定して腐敗しない廃棄物を埋め立てる処分場で、遮水機能や水を処理する設備を有しない処分場のこと。

Q 9-14 特別管理産業廃棄物を排出する事業者について(特別管理産業廃棄物管理責任者とは何か。)

A 9-14

廃石綿等や感染性産業廃棄物の特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことになっている。特別管理産業廃棄物管理責任者の役割は、特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、主に次の業務がある。

- (1) 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- (2) 処理計画の立案
- (3) 適正な処理の確保(保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、管理票の交付・保管等)

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するためには、都知事が認定する講習を修了することが必要。詳細は、(財)日本産業廃棄物処理振興センター：Tel 03-(3668)-7311にお問い合わせいただきたい。

## 第10 建設リサイクル法

Q 10-1 建設リサイクル法で指定品目の「コンクリート」「アスファルト」「木くず」はどう処理すればよいのか。

A 10-1

基本的に、再資源化されるよう処理業者を選ばなければならない。木くずの焼却等による縮減は、現場から半径50Km以内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合以外は認められていない。

また、その他の廃棄物も含め、計画書の作成、発注者への説明、事後報告等が義務付けられている。

Q 10-2 コンクリート型枠は、特定建設資材となるのか。

A 10-2

工事現場で使用している間は特定建設資材となる。ただし、リース会社に戻った時点で特定建設資材でなくなり、対象とはならない。

Q 10-3 建設リサイクル法における特定建設資材廃棄物は、廃棄物処理法において何に分類されるのか。

A 10-3

建設リサイクル法では、建設発生木材は廃棄物処理法における「木くず」に分類される。また、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は、廃棄物処理法における「がれき類」に分類される。

Q 10-4 鉄筋コンクリートを解体したとき、コンクリートと鉄筋それぞれをリサイクルしなければならないのか。

A 10-4

鉄とコンクリートが一体化している場合は、中間処理工場において処理し、それぞれがリサイクルされなければならない。ただし、これ以外で廃棄物となった場合は、特定建設資材廃棄物としてリサイクルが必要となる。

Q 10-5 今まで機械で解体していたものを、人力で行うとなれば転落など危険を伴うこととなるのではないか。

A 10-5

原則は手作業であるが、事前の調査により屋根が腐食しているなど屋根上での作業に危険を伴う場合は機械を併用して作業を行うことができる。

Q 10-6 解体工事などで発生する廃棄物が、すべて建設リサイクル法により処理することとなるのか。

A 10-6

特定建設資材廃棄物のみが建設リサイクル法の対象となる。なお、その他の建設資材廃棄物についても分別解体し、できる限り再資源化に努めるようにする。

Q 10-7 規定の面積・金額に満たない工事については、届出・施工方法等は全く不要なのか。

A 10-7

建設リサイクル法第9条及び同政令第2条の基準以上が建設リサイクル法の対象となるが、規模基準未達の工事においてもできる限り分別解体及び再資源化等に努めるようにする。

Q 10-8 解体等で2棟連続した場合、80㎡以上になれば届出が必要となるか。

A 10-8

同一敷地内で床面積の合計が80㎡以上となれば、届出が必要となる。

Q 10-9 特定建設資材を使用する契約代金が 500 万円以上の土木工作物建設工事で、コンクリート塊等の廃棄物が発生しない工事でも届出が必要となるか。

A 10-9

コンクリート等の廃棄物が発生するしないに関らず、建設リサイクル法で対象となっている特定建設資材を用いた工事は届出が必要となる。

Q 10-10 解体する建築物の床面積はどのように確認するのか。

A 10-10

図面などで確認できない場合は、実測を行い算定する。

Q 10-11 外装材と構造部分は、機械解体を行ってもよいのか。

A 10-11

手作業、機械作業の併用で解体工事を行うことができるが、適切に分別しつつ解体工事を行うことが必要となる。(ミンチ解体は行うことはできない。)

Q 10-12 工事着手日とはいつになるのか。

A 10-12

解体・新築工事等は、仮囲いなど仮設工事を開始する初日、その他工作物等は、実際の工事のための準備工事の初日となる。

Q 10-13 工事着手 7 日前の期間に電気・ガス・水道等の配管・設備の撤去等を行ってもよいのか。

A 10-13

工事の着手日とは、仮囲いなど仮設工事の初日を示すため、7 日間は工事に着手することはできない。

Q 10-14 木くずの焼却はいかなる場合においても認められないのか。

A 10-14

地理的条件、交通条件、その他の事情により再資源化ができない場合は縮減(焼却)することができる。詳細については、建設リサイクル法第 16 条及び同政令第 4 条及び同施行規則第 3、4 条を参照にして行う。

Q 10-15 再資源化等が完了した時、元請業者が発注者に行う書面による報告について

マニフェストによる処分終了日とあるが、E 票返却となると 180 日までに処理完了が義務付けられており、その時に報告書を提出してもよいのか。また、その書類の保管は、E 票返却又は報告書提出日以降のどちらになるのか。

A 10-15

マニフェストは各段階で処理が終了した後 10 日以内に処理が完了したことを伝えるため委託者に写しを返送しなければならない。建設リサイクル法での再資源化等の終了確認は D 票で行うようにする。なお、処理後は速やかにマニフェストが返却されることが望ましい。書類の保管については、報告書により報告した日以降となる。



## 第 11 その他

Q 11- 1 工事で発生した鉄くずを古物商に売るとは問題なしと考えてよいのか。

A 11-1

鉄くずを売却できるのであれば、有価物で廃棄物にはならないが、無償の場合や処理費を支払う場合には廃棄物となり、専ら物であっても元請業者に処理責任があるため、処理委託契約が必要になる。

Q 11-2 伐採材の枝葉・根株を 10 cm以下に破碎しているが、その破碎材を周辺の農家から堆肥やマルチング材に使用したいので無償でほしいと要望されているが、どのように処理すればよいか。

A 11-2

有償売却できる又は現場内において適正に再利用する以外は産業廃棄物としての取扱いが必要であるので、無償での譲渡は認められない。また、有償・無償にかかわらず、堆肥を他人に配布する場合は肥料取締法の適用を受ける。

Q 11-3 解体工事に伴い発生する機器類や照明器具の処理法について教えてほしい。

A 11-3

設備機器類は特殊なものを除いて中間処理業者やスクラップ業者に委託し、破碎、金属類の回収後の残渣を適正に処分することになる。照明器具も同様の取扱いが望ましい。なお、蛍光管は水銀が封入されているため、破碎せずに水銀回収が可能な中間処理施設に搬入し、水銀の回収・リサイクルに努めることが望ましい。また、蓄電池類についても専門の処理施設がある。

その他、機器内に油類、PCB、フロン、酸、アルカリ溶液等が封入されているものがあるので、事前によく確認しておくことが重要である。

Q 11-4 塗料の空き缶等の廃容器はどのように処分するのか。

A 11-4

塗料の空き缶等の廃容器類については、有害物質又は有機性の物質が混入・付着している場合、「安定型処分場」での処分は禁止されている。しかし、空き缶の廃塗料が固形状であれば、「金属くず」と「廃プラスチック類」の混合物であり、有害物質等の混入・付着がなければ「安定型処分場」で処分できる。

次に、空き缶の廃塗料が液状の場合は、「金属くず」、「廃プラスチック類」、「廃油」の混合物であり、塗料以外の不純物が混合して泥状になっている場合は、「金属くず」、「汚泥」、「廃油」(油分を 5%以上含むとき)の混合物となる。いずれの場合も、許可を有する処理業者に委託するとともに、端材や有害物質を混入させないように分別して排出することが望ましい。

# 15. 参考資料：平成 22 年法改正概要

## 廃棄物処理法改正概要（1）

### 1. 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化

- ① 排出事業者が産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ② 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。  
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③ マニフェストを交付した者は、当該マニフェストの写しを保存しなければならないこととする。
- ④ 処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととする。
- ⑤ 処理業者は、処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならないこととする。
- ⑥ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定。
- ⑦ 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑧ 措置命令の対象に、基準に適合しない収集、運搬及び保管を追加。
- ⑨ 従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を1億円以下の罰金から3億円以下の罰金に引き上げ。

1

## 廃棄物処理法改正概要（2）

### 2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ① 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ② 廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開。
- ③ 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者又はその承継人にその維持管理を義務付ける。
- ④ ③に基づいて維持管理を行う者又は維持管理の代執行を行った都道府県知事又は市町村は、維持管理積立金を取り戻すことができることとする。
- ⑤ 維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は施設の設置許可を取り消すことができることとする。

### 3. 産業廃棄物処理業の優良化の推進等

- ① 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間の特例を創設。  
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の有効期間は一律に5年。
- ② 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

2

# 産業廃棄物の自社保管に関する届出制の創設

## 改正概要

排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300m<sup>2</sup>以上の場所で行うものに限る。）を行おうとするときは、原則としてあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととする、届出制を創設。（違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。）

- ※ ただし、非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に都道府県知事に届け出ることとする。（違反した者には、20万円以下の過料。）
- ※ 保管届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準が適用される。
- ※ 届け出た事項を変更しようとするときは、事前に届け出なければならない。また、保管をやめたときは、30日以内に届け出なければならない。
- ※ 特別管理産業廃棄物についても同様の保管届出制を創設。
- ※ 施行日時点で行われている保管については、6月30日までに都道府県知事に届け出なければならない。

## 効果

- 保管場所をあらかじめ行政が把握し、不適正化する前に事業者を適切に指導。
- 不適正保管を早期に発見し、事業者に対して報告徴収、立入検査等の行政処分等を迅速に行うことにより、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止し、または拡大を防止する。

3

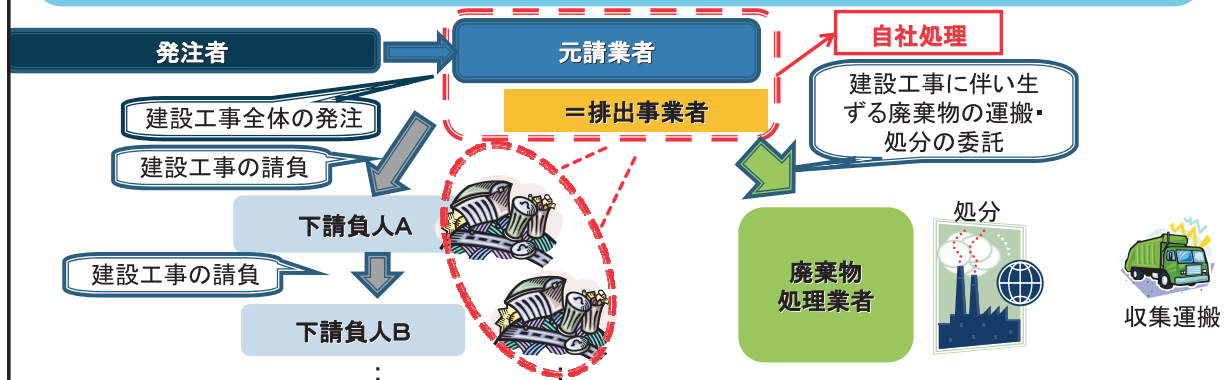
# 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について

## 改正概要

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

## 効果

- 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならない。
- 下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければならない。



排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

4

# 建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化 第21条の3第2項～第4項の規定について

## 原則<第1項>

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有する。

## 効果

建設系廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、  
(1)自ら処理するか、(2)その処理を許可業者に委託しなければならない。  
＝ 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理が可能となる。



## 例外

### 第2項

下請負人による建設工事現場内での保管

保管を行う下請負人も保管基準に従わなければならないこととし、適正な保管を担保



元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う(措置命令の対象となる)

### 第4項

元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う委託

※ 元請業者の指示又は示唆により下請負人が委託を行う場合には、元請業者が下請負人に委託していることになる。このため、第4項のようなケースは例外的であるが、法的な措置が必要。

下請負人であっても処理の委託をする際には、委託基準に従い、マニフェストを交付しなければならないこととし、適正な処理委託を担保

### 第3項

下請負人による一定の廃棄物についての運搬

環境省令で定める廃棄物の運搬に限り、業許可を不要とするが、処理基準に従い運搬しなければならないこととし、適正な運搬を担保  
(廃棄物の処分は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行う。)

# 建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化 第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物

- 一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理廃棄物を除く。)であるもの
  - イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
  - ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- 二 次のように運搬される廃棄物であるもの
  - イ 1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
  - ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されるもの
- ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの



運搬を行う下請負人は、当該運搬が法第21条の3第3項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を携行しなければならない。



# マニフェスト制度の強化

## 改正概要

- ① マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付者は、交付したマニフェストの写し(いわゆるA票)を5年間保存しなければならないこととする。
- ② 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととする。
- ③ ①②に違反した者については、措置命令(第19条の5)の対象に追加。また、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。



## ※ ②の例外

電子マニフェストを使用している、排出事業者から、電子マニフェストを使用した報告を求められた電子マニフェストを使用できる処理受託者は、②の限りでない。

また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合については②の禁止の対象外。

## 効果

- 委託先から送付を受けたマニフェストの写し(いわゆるB~E票)との照合が可能になり、委託処理の終了を適正に確認することに資する。
- マニフェストを伴わない委託処理を防止し、排出事業者責任の徹底を図る。

# 産業廃棄物処理業者の委託者への通知制度

## 改正概要

産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者に、受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生

- ①事故(保管上限超過) ②事業の廃止 ③施設の休廃止 ④埋立終了
- ⑤欠格要件該当 ⑥行政処分(改善命令は保管上限超過)

10日以内にその旨を委託者に対して通知し、通知の写しを保存(5年間)  
(違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。)

通知の発出及び通知の保存は、電子ファイルで行うことも可能。

通知を受けた者は、

- ① 収集運搬業者に引き渡した廃棄物(通知をした収集運搬業者に運搬を委託したものに限る。)について運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき
- ② 収集運搬業者又は処分業者に引き渡した廃棄物(通知をした処分業者に処分を委託したものに限る。)について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

排出事業者責任の徹底を図り、もって適正処理を確保する。

## 排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認

### 改正概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

処理の状況に関する確認とは・・・

(例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか

(例) 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

### 効果

- 排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分終了までの一連の処理工程における適正処理をより一層確保。

9

## 報告徴収・立入検査・措置命令の対象拡充

### 改正概要

- <報告徴収> 「その他の関係者」を追加。
- <立入検査> 「その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所」を追加。
- <措置命令> 「廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集、運搬」  
「産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管」  
「交付したマニフェストの写しを保存しなかった者」  
「マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者」  
「建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請業者(適正に他人に委託して排出事業者責任を果たしていた者を除く。)」を追加。

- ・その他の関係者とは:不適正処理がなされた土地の所有者、占有者や不適正処理の関与が疑われる者等を広く含む。
- ・その他の場所とは:航空機、コンテナ等を広く含む。
- ・廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬には積替保管が、処分には処分に伴う保管が含まれるため、これらの保管に対しても措置命令は発出可能である。

### 効果

- 不適正処理に対して、迅速・的確な対処が可能となる。

10